

平成30年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第1号

平成30年6月5日(火)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	残間 俊典 君	総務課長	浅野 辰夫 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	伊藤 義継 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	遠藤 努 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	鎌田 光一 君
学校教育課長	斎藤 雅彦 君	社会教育課長	千葉 昭 君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

---

議事日程第1号

平成30年6月5日(火曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議長の諸般の報告

- 日程第4 委員会報告  
日程第5 町長の行政報告  
日程第6 一般質問〔4人 10件〕  
日程第7 陳情第6号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書  
日程第8 委発第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)
- 

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議長の諸般の報告  
日程第4 委員会報告  
日程第5 町長の行政報告  
日程第6 一般質問〔4人 10件〕  
日程第7 陳情第6号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書  
日程第8 委発第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)
- 

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回大郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、4番熱海文義議員及び5番石川壽和議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月8日までの4日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月8日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告にかえさせていただきます。

---

#### 日程第4 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 佐藤千加雄議員。

総務産業常任委員長（佐藤千加雄君） ……（委員会報告書を朗読）……（朗読文省略）……（報告書は末尾に掲載）……以上、報告いたします。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 和賀直義議員。

教育民生常任委員長（和賀直義君） ……（委員会報告書を朗読）……（朗読文省略）……（報告書は末尾に掲載）……以上、報告いたします。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

---

#### 日程第5 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、町長の行政報告をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中御出席を賜り、まことにありがとうございます。平成30年度がスタートして3カ月目に差ししかかかっているところでございますが、おかげさまで今年度も各種事務事業も順調に執行しておりますことは、議員の皆様を初め、町民各位の御理解と御協力をいただき、改めてこの場をおかりして敬意と感謝を申し上げる次第であります。

我が町の田園風景も日増しに緑が深くなってまいりました。これから先、災害のない平穏な天気でありますよう、皆さんとともにお祈りを申し上げます。

このたび大郷町消防団が長年地域の消防・防災活動に尽力したその功績が認められ、消防長官より表彰旗を授与され、重ねて日本消防協会会長より竿頭綬を賜りましたことは大変名誉なことであり、町民とともに

お祝いを申し上げたいと思います。今月の13日には平成30年度の大郷町消防団消防演習を挙行いたしますので、改めて全298名の団員の前で御披露を申し上げたいと思います。

消防団におかれましては、災害から町民の生命と財産を守るという崇高な使命感に基づき、なお一層消防活動に御尽力くださるようお願い申し上げます。災害に強い安心・安全なまちづくりに向けて行政としても日々努力してまいります。

さて、3月の第1回定例議会以降の行政報告を申し上げます。

4月には幼稚園、小・中学校も入学、新学期を迎え、本町の次代を担う児童・生徒の皆さんが元気に登校している姿を拝見し、大変ほほ笑ましく感じているところであります。子育て支援のさらなる取り組みとして今年度から幼稚園、小学校、中学校における学校給食費の完全無料化をスタートいたしました。あわせて保育園の食費についても助成措置を行い、保護者の皆さんの経済的な負担軽減を図っているところであります。

認定こども園については、5月22日の議会全員協議会において幼・保連携型認定こども園移行方針について御説明を申し上げましたが、平成32年4月の開園に向け関係機関と連携しながら推進していきたいと思っております。

また、小規模保育所ゆめの杜保育園が4月2日、町民体育館に隣接する町有地に開園し、16名の子供さんの受け入れを開始することができました。施設の開設に当たっては、町から用地の無償貸し付けを行い、また、施設整備補助金を交付するなど、行政としてでき得る限りの支援、協力を行っており、本町の保育待機児童の解消につながっているところでございます。

高齢者対策の推進については、年齢を重ねても住みなれたこの大郷町の地域でいつまでも安心して暮らし続けていくための地域支援の仕組みづくりについて、社会福祉協議会と連携して取り組んでいるところでございます。今後は年度内の協議体の設立を念頭に地域共生社会、「あなたもよく、私もよく」の実現に向けた包括的支援体制を整備してまいります。

地域振興に関しましては、4月16日、地域おこし協力隊の任命式を行い、関東方面から応募した有能な青年2名に委嘱状を交付いたしました。それぞれ町内の農業法人などに派遣し、地域ブランドの開発や販売開拓、地域の情報発信などの任に当たっていただいているところでございます。

定住促進高崎団地につきましては、大郷小学校の児童の選考に基づき、愛称を「恵の丘」と決定し、いよいよ6月20日の宅地分譲開始に向けて広報宣伝活動を行っているところであります。同じく、定住促進高崎団地の公営住宅建設事業につきましては、計画戸数32戸のうち、今年度は16戸の建設を予定して現在発注準備を進めているところでございます。

4月17日、宮城ふるさとCM大賞の制作チームに役場の若手職員を任命いたしました。昨年は見事演技賞を受賞し、本町のPRビデオがテレビ放映されていることから、今回も町職員の企画力を期待しているところでございます。

大郷夏祭りについては、8月4日開催に向けて各団体の代表で構成する実行委員会と町職員で構成するプロジェクト委員会の会議を重ねております。懸念されておりました花火の打ち上げについても農業関係者の承諾を得て実施する運びとなったところであります。ことしも町民の方々はもとより、この祭りを楽しみに帰省する本町出身者、また近隣市町村の方々の心に残るお祭りにしていきたいと考えているところであります。

産業振興に関しましては、4月7日、農事組合法人「イグナルファーム」のミニトマト生産拠点施設の安全祈願祭が行われてございます。本町の農業振興発展に大きく寄与するものと期待しているところであります。

また、道の駅おおさとの活性化計画については、本年1月に井ヶ田製茶株式会社と締結した新ブランド開発協定に基づき、現在新しい店づくりや商品開発などについてスピード感を持って取り組んでいるところでございます。また、関係団体の協力のもと、女性プロジェクトチームを立ち上げ、ファミリー層や若者、子供たちなどの顧客ニーズに反映させながら10月下旬のリニューアルオープンに向けて急ピッチで準備作業を進めているところであります。

町政の見える化につきましては、5月に開催した町民会議を毎月第3月曜日に実施し、町民により開かれた行政を推進してまいります。また、4月1日に役場組織の機構改革を行い、子供・子育て部門を保健福祉課から町民課へ移管がえすることとしたものであります。教育委員会組織を学校教育課と社会教育課の2課体制に強化、学校教育と社会教育のさらなる充実に向けて努めているところであります。

国・県に対する要望活動については、4月3日、宮城県仙台土木事務所長に対し、粕川地区の県道利府松山線路線改良工事並びに味明川河川

改修の早期完成について継続要望をいたしました。

また、4月9日には国土交通省北上川下流河川事務所長に対し、災害に強い河川整備事業を継続要望したところであります。

さて、今会議に提案いたします議案の概要を申し上げます。

報告関係では、平成29年度一般会計の繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し計算書の2件を報告いたします。

一般議案では、条例改正として大郷町子ども・子育て会議条例など、計4件の一部改正について提案いたします。

平成30年度予算関係では、一般会計予算1件を提案申し上げますので、詳細につきましては、後刻、担当課長より詳細に説明を申し上げますと思います。御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます、行政報告といたします。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

---

#### 日程第6 一般質問

議長（石川良彦君） ここで念のため申し上げますが、議場にいる皆さんにおかれましては、携帯電話等音の鳴らない設定をお願いを申し上げます。さらには会議中の私語は慎んでいただけますようお願いいたします。

それでは、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 一般質問、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目、住民バスの現状について。

住民バス指定管理者として運行を委託していた民間会社で苦情が多く、法違反を繰り返すなど、住民バスを利用しているお客様に対して不快な思いをさせ迷惑をかけていたため、改善する目的で平成30年4月からおおさと地域振興公社を住民バス指定管理者として運行を開始していますが、全く改善されず、いまだに利用しているお客様から複数の苦情があるようです。監督指導する立場の行政としてどのような対策・指導を行ったのか、今後どのような改善を講じるのか、町長のお考えを伺います。

2番目、現在小・中学校スクールバス運行を委託している [ ] [ ] についてお伺いします。

平成24年から本町のスクールバス運行を委託している状況の中、 [ ] [ ] は通常では考えられないような平成26年8月20日、

さらに平成28年6月20日、最近では平成30年3月22日と短期間に3回もの法違反を繰り返すなど、全くプロ意識のないバス会社に本町の将来を担う大事な子供たちを託すことはできないと思いますが、このようなバス会社に運行を委託している行政としてどのような認識でいるのか、町長並びに教育長にお伺いします。

3番目といたしまして、町道の安全対策についてお伺いします。

歩道のない町道での歩行者の安全対策として、例えば丸山長崎地区、中村交番前の町道のように路肩のラインの内側にラインを二重に引いて通行する車両に対し歩道と同等の認識を促し、子供や高齢者の方を初め、歩行者の事故防止、安全対策を早急に実施すべきと思いますが、行政としてどのような安全対策を講じていくのか、町長にお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） まず、初めに答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） ただいまの大友議員の御質問に心から御質問に対する敬意を表したいと思ひます。

本年4月より住民バスの指定管理者としておおさと地域振興公社に事業委託し運行してございますが、恥ずかしかな4月から5月の2カ月間で9件の苦情が本町に寄せられてございます。町では苦情の内容を地域振興公社に連絡し、事実を確認してございます。運行時、運行路線の特定された場合には住民バスに設置しているドライブレコーダーにより本町で確認してございます。事実確認後、地域振興公社に対して改善策はどうすべきか求めて回答をいただいております。その後、再度同様の苦情が出ないように運転手と全員が共有するように指導しているところであります。今後再発防止のための社内研修や苦情処理に対する意識づけを徹底し、安全運行を第一として快適なバス運行に努めるよう地域振興公社へ強く指導いたしているところであります。今後は町職員等による住民バス運行の添乗調査を行い、その結果を踏まえて対応していきたいと考えております。

おかげさまでこのバス事業の目的は果たしているものの、まだまだ改善しなければならない要件もたくさんございますので、今後時間をかけて指導してまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、2つ目のスクールバス運行の委託について、民間会社についての御質問でございますが、スクールバスの運行管理体制において行政処分を複数回にわたり受けておりますことは、まことに遺憾であります。

本件を受けまして、運行业務委託業者に直接運行管理状況等について

説明を求めるとともに安全な運行に努めるよう強く要請してまいりたいと考えているところであります。

あわせて本件の事業所は、町内企業でもあり、町としても指導する立場でもあり、一日も早い信頼回復に努めていただくように指導助言を厳しくしてまいりたいというふうに考えているところであります。

第3の御質問であります、町道の安全対策についてであります。

歩道がない町道においては、歩行者の安全確保が最優先となっており、カラー舗装による歩行帯の設置やラインを二重にするなど、歩行者目線に立って道路整備を実施することが事故防止に努めることになるわけであり、特に道路標識や広報等の啓発活動などを通して車両通行への安全な走行を促すなど実施に努めてまいりたいと思っております。

おかげさまで本町もただいま死亡事故ゼロ、あと80日ぐらいで死亡事故4年を迎える、そういう大変町民の努力が報われている状況であります。役場職員も毎週水曜日に各重要交差点で街頭活動をしているところでございますので、議員の御心配の案件につきまして、町として努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

町長が答弁しましたとおり、私といたしましてもまことに遺憾に思っております。

スクールバス運行の安全を確保する上で各種法令を遵守した運行体制の確立を図ることは基本的で重要なことと認識しております。今後はより一層の運行体制の確立に向けた指導を実施してまいります。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、1番目の住民バスの苦情の関係なんですけれども、まずこの中で先ほど答弁ありましたけれども、町と公社と交わしている契約書といいますか、協定書、仕様書というのがあるので、ちょっとその内容をここでちょっと皆さんにお知らせしながら再質問させていただきたいと思っております。

まず、この協定書の中に業務報告というものがありまして、苦情及び利用者から意見要望の件数、内容並びに対応の状況、安全教育、指導の実施状況、バス維持管理業務実施状況、乗車券交付者名簿の定期的な報告書の提出、さらに業務報告の聴取、住民バスの関係法令を遵守した適切な管理運営を期するため管理運営業務に必要な指示ができると、これ



は町のほうができるということになっています。そういう中で、ちょっと一度確認しておきたいんですけども、担当課のほうでお願いしたいんですけども、以前私、皆さん御存じのとおり、私、27年の9月から議員させていただいて、ずっと住民バスの関係、周りの人たちから大友という人間は住民バスしか知らないんだと悪口言われながら、それでも2年半ずっとやってきました。なぜかというと、利用しているお客様たちが大変嫌な思いをしているからです。その中で私開示請求や何かいろいろしましてね、以前住民バスの指定管理者になっていたところに運行管理体制というのがあるんですよ。それがしっかりなっているかどうかという件で、これはちょっと出しませんけれども、これ民間会社さんが出したきちとした名前が入っているんです。責任者から運転手まで。ですけども、私役場に開示請求したらこのようにノリ弁なんですよ。責任者、社長の名前はあります。民間会社さんのやつが出して公社が出資している住民バス、これ出せないというのはどういうことなんですかね。個人情報云々かんぬんというような話で前もお断りされたんですけども、私たち議員としてこれもやっぱり把握している必要があると思うんです。どういう状況なのか。

それでちょっとお尋ねします。この中のやつで。

ここに住民バス部門の責任者という方、これ4月の運行からこの方はかわっていますか。かわっていませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

住民バスの責任者につきましては、かわってございません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） わかりました。それを踏まえて質問させていただきます。

そういう中で、ちょっと議長におかれましてはちょっと大目に見ていただきたいという質問もあるんですけども、これはぜひとも聞いてくれというような要望もありましたので、ちょっとお尋ねしますけれども、まず最初、お聞きします。

定期券、これは私コピーとっています。これは個人なのでお見せできませんけれども、これ以前、私も住民バスの運転していたときに、要するに障害者の方ですよ。障害者の方がバスに乗車するときに無料の手帳を持っているんですよ。障害者手帳、それを見せて無料で乗るという形になっていたんですけども、それでは子供たちとかがかわいそうだと、皆さんの前にその障害児ですよというものを教えるような格好で乗

るのはかわいそうだと、親御さんのほうからやはり何とかしてくださいということで、普通定期の最長の6カ月定期を発行するというにたしかになっていたはずなんです。それがどういうわけか今回、その父兄の方からちょっと苦情が来まして、このようにピンクの色になって無料だと、無料乗車券だということで、普通乗車券とまた区別ですね、これなぜこういうことをしたのかと、以前になっていたんだということで、今回改善するということがあったんですけれども、どうなったか、担当課答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 今回まずピンクの無料の定期券にした経緯につきましては、ドライバーが確認する際、いわゆる通常の有料の定期券の場合と無料ということで区別が、判断がつかない。いわゆる定期券利用される方は整理券をまず乗車する際に引くわけです。それを有料の方ですとそのまま行く（「簡単をお願いします、簡単に」の声あり）それで、今回ピンクの券ということで住民の方から苦情があって、いわゆる障害者の部分がわかってしまうというようなことで、そのことにつきましては今月6月の1日から以前の白の定期券のほうで発行をしております、順次今まで交付している方々につきましては、公金の徴収委託先であります地域振興公社のほうに連絡しまして、そちらから各定期券とっている方に連絡して更新をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 今、答弁で一応改善したというような内容だと思いますけれども、やはり利用している方々に対して障害者であろうが一般利用者であろうが、やっぱり気配りが大事だと思うんです。要するに私も運転した経緯でお話ししますけれども、乗る方って大体固定されるんですよ。その中で障害を持っている方なのか、無料の方なのかというのは、運転手はもうわかるんですよ。初めて運転する方だったら別ですけどもね。だから区別ができないとか、それは行政側、バスを運行する側の問題であって、利用者さんのことを考えていないやり方なんです。やはりそれはでも今回改善したということなので、それはそれとしましょう。

あと、さらに住民バスの人件費の関係もあるんですけれども、29年のときに運転手6名、管理者1、管理者2と8人体制というもので試算しているんです。これ。これ企画財政で出した資料ですから、29年ね。そういう中で、今現在何名でやっているんですか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 試算のとおりで8名でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 社長を除いてですよ。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 運転手並びに運行管理者と合わせて8名でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 私も事務所に行って確認しているんですけども、7名しかいませんよ。あれ。7名しかおりません。なぜ8名になるんですか。おかしいですね。私確認しているんですよ。事務所行って。虚偽の報告をしているということですか。それはちょっとまずいんじゃないですか。あのね、仕様書の中にも、私ちゃんと全部書類持っているんですよ。これ以前の仕様書なんです。これ。29年当初だったかな。これもありますしね。今回の仕様書の中にも自家用有償旅客事業者運転手について6名以上配置するとなっているんですよ。兼務じゃないですよ、これ。兼務していいというのほどこにも書いていないですよ。兼務したらだめだということも書いていませんけれども、でも通常これを読んだら運転手6名、さらに先ほどの人件費の関係で言った管理者2人必要なんですよ。運転手とは別に、今私確認していますけれども、運行管理者は確かに2人います。代務持っている方も1人います。だけどその運行管理者2人も代務持っている方も運転手と兼務しているんですよ。今。これね、はっきり言いますけれども、仕様書契約書違反ですよ。これ。これ放置していいんですか。もう一度。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

運行管理につきまして、今2人ということで、あと1人が代務者ということになってございます。それで運行管理者は必ず常駐1人はしているわけございまして、1人が運転する場合は別な方が常駐ということで、通常運転手は6名、あと運行管理者2名、あとということでなっておるものでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 現実問題として人足りないですよ。あれ。今運転手さんたち大変な思いしていますよ。さらにね、ちょっと余談みたいな話になりますけれども、残業手当は一切払いませんよと言っているんですよ。

あれ。運転手足りない状況で運転させておいて。人件費ね、これ今回委託して2,800万ですわ。だけれどもね、私もこうやって見ているとね、これで見ると、29年、これ大分大目に見ているんです。この給料で。細かく言いますか。管理者1、大体年間313万。管理者2、348万。何で管理者違うかわかりません。運転手6人分で1,673万。これでね、あと人件費として健康診断も入っているんですけれども、社会保険料から何か全部入っているんですからね。それでも2,345万ですよ。そのほかに事務所経費というか、バス停管理みたいなのも出していますからね。そういうのも含めると2,477万で、差額が323万出るんですよ、これ。差額が。いろんな経費かかって100万、150万かかったとしても、150万どこに行くんですかね、この金。運転手さんに払っていないような感じもあるようですよ。大変な思いしているようですよ。今の運転手さん。これはこれとして答弁はいいですからね。

時間あるので、次の質問に行きます。

いろいろと改善したとかなんとかと言っていますけれどもね、現実問題として4月5日、先ほど4月から5月まで9件、冗談じゃないですよ。役場に来ているのはそんなものかもしれません。私のところに来ているのは20件以上来ているんですからね。詳細はあとはっきり言いますから。その件数、内容も。何で役場に苦情来ないかわかりますか。私これ前から言っていました。役場信用ないんですよ。対応が悪くて。全く誠意を持った対応をしていないんですよ。そういう状況なんです。これずっと、これ、もうこれ8年前から続いているんです。それ以前もあったんですよ。苦情は。私運転していたんですから。あったんですよ。だけれども、それなりにきちっとその当時の公社は対応していたんですよ。お客さんに対して誠意を持って、だからその後の苦情というのは続かないんですよ。これね、4月5日から始まったんです。これね、先ほど言った責任者なんです。これ、責任者、4月5日から来ているんですよ。これ、苦情、もう、あと詳しく言いますから、後でね。これ運行開始して4月5日から苦情が来るなんてとんでもない話ですよ。ましては責任者です、これ。町長どう思うんですか。これに対して。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまで議員のさまざまな苦情があなたの窓口で20件以上来ているということでございますので、乗車客からの信頼を得ている議員の窓口が役場よりも大変信頼が高いという評価であろうというふうに思います。私ども役場といたしましても、住民バスの必要性につい

ては、年々高くなっていることを十分理解しながら質の高い住民バスにしなければなりませんので、ここでシルバー人材の方にもお願いをして、苦情乗車の方と同乗して実態調査をしなければだめだなど、そんなことを今感じているところでもあります。議員の苦情の内容等も含めて実際苦情を申し上げている方と一緒に乗車をさせると、何日でもこれはやむを得ないなど、どこがどうなっているのか、実態を調査しなければ解決しようがないなどということでもあります。

この住民バスは、福祉が目的で運行を開始したバスでありますので、障害のある方が障害者だと見られるのがとても苦痛だという苦情、社会はそういう方々に愛の手を差し伸べるという、そういう風潮にあるこの我が国の福祉環境がそれでは崩壊された福祉になっているような住民バスでは、これは問題だというふうに私は思いますので、この辺なども弱者救済をする交通体系をどう考えていくかということもただいま大きな本町の問題の一つでございますので、その辺なども考慮しながら解決策に本腰を入れなければならないなど、こういう問題はどこが管理会社になっても出てくるようでもありますので、新たな発想に立って住民バスの何たるものかを広く町民にも御意見をいただかなければなりません。

過般の町民会議で住民バスの件につきまして、けさの河北新報の朝刊に載っておりました。2000年に運行始まって、18年にもなればいろんな問題もいいものも悪いものも出てくるはずであります。ここで一新しなければなりませんので、ひとつ議員にもこの問題に参加をしていただいて、あなたの持っている、そのいろんな苦情策を公表していただいて、根本から解決をしなければならないということでもあります。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 大分ね、今回1月13日の議員全員協議会、これ、住民バスを公社にお願いする会議、議会に出る前段の会議なんです。その中で、課長、苦情あった場合、「私は現場に行って委託業者に出向いて内容を詳しく確認して厳しく指導します」と言っておられましたね。これね、たしか町長も同じことを言っているんですよ。ところがね、前町長も同じこと言っているんですよ。前町長も。だけれども、3年間一切何も変わってこなかった。同じ答弁ですよ、言っているのは、町長も企画財政課の課長も、同じ答弁で直るんですかね。私先ほど言ったでしょう。責任者に苦情来ているんです。これ、責任者が。指導する立場。バス部門の一番偉い人ですよ。社長の次ですよ。その方が一番最初の5日の日ですよ。2日から始まって3日、4日で苦情来ているんです、この方。挙

句の果てに「苦情よこしたの誰や」犯人捜しですよ。こんな方に任せていていいんですか。そこなんですよ。あのね、これ同じこと言っているんですよ。平成28年の12月議会。私同じような質問をしているんです。これ、どうするんだと。任せている会社が法違反はする、苦情は多い、どうするの、このまま任せていていいの、そうしたらね、町長答弁だ、「皆様の意見をいただいたことで確約書なり、顛末書なり、文書を提出させながら指導する」とかね、「出向いて指導する」とか、「今指導している最中だ」とか、けどこの後何もしていないんです。私確認したんです。こういうのあるんだ、実際苦情来て、いろんな事案が発生している中で、「じゃあ書類とったんですか」と言ったら「いや、とっていません」と、そういう話だったんですよ。だから今回の会議の中でも私言ったはずですよ。とにかく何かあったら今までの経験というものがあるわけだから、学習して、運転手さんたちにも伝える、管理者にも伝える、そういう中で何かあったら罰則ありますからねと、もし何だったら住民バス事業から外れてもらいますよと、そのぐらい強い態度でやってくださいよと私言ったんですよ。だからそれも考慮しますという話だったじゃないですか。だけれども2カ月間、2カ月間ですよ。たかが2カ月、その間20件以上ですよ。役場にも9件来ているんですよ。とんでもない話ですよ。こんなの。

先ほど言った苦情内容をお話しします。

ちょっと時間かかりますけれども、時間の関係あるのでちょっとあれなんですけれども、4月、9件。4月5日、この責任者です。運転荒い。6日、これも責任者です。運転荒い。態度悪い。同日、今まで運転したことない、何かどこかで住民バス運転していたとかと言っていた運転手、名前言いませんけれども、これWさん、態度が悪い。口が悪い。挨拶しても返事がない。舌打ちする。お客さんに対して舌打ちしたというんですよ、これ。こんなんですよ。9日、これも責任者、Zさんです。運転荒い。態度が悪い。12日、これも同じ方、運転荒い。態度が悪い。口が悪い。13日、Wさん、運転荒い。態度が悪い。口が悪い。20日、Wさん、松島駅前で民間の玄関先に駐車待機したためにそのうちから松島町役場に苦情が入ったと、松島役場に苦情が入ったんですよ、これ。そこから役場に来たはずだよ。それは私確認していますから。26日、Wさん、ふれあい送迎コースの帰りのコース、逆コース走ったと、これね、利用している方には何の説明もなく逆コース走ったですよ。利用している人は不安でたまらなかつたと、私のところに直接来ました。これね、

あまり4月苦情が多いので、5月2日、この当事者の方、お願いしたんです。とにかくね、利用している方を大事にしてくださいと、利用者本位にしてくださいと町長も言っているんだよと、町民第一主義と言っているんだから利用者の人を大事にしてくれと、福祉バスだからねと言ったんだけど、「はい、わかりました」と一言もなかったこの人間。こんな人間がバスの責任者ですよなんてとんでもない話だ。本当に何回も言うようですよけれども、あげくの果てにバスのとめ方ね、皆さんもね、見ている方いると思いますよ。薬王堂のところにとめていたんです。2台邪魔なようにして、だけど、あれ住民バスの管理下なんです。何で自分の敷地内で管理できないの。管理できないんですよ、これ。何でとめて悪いのやという話だったんです。これ。あげくの果てにフラップの敷地と企画財政課の敷地、この敷地の区別もできない人間、自分の従業員の車をそっちにとめさせていて、フラップの駐車場にとめて、あそこに張っているんですよ、関係者以外駐車してだめだと、あれ私以前運転手していたときに教育課と話して、そういうふうにしたほうがいいよと、いろいろ問題あるからとしてもらったの、これ。そういう経緯なんです。そのときもとめていたの。住民バスの責任者が。昔の責任者、あっちのほうから大きなバス会社のほうから来た。

議長（石川良彦君） 大友議員、もう少し簡潔にまとめてお願いします。

2番（大友三男君） そういう中で、こういうこともあったんですよ。

洗車機も中に入れなさいよと、外に出していたから。外で洗っていて、バスが雨に当たってまた汚れるからだめだと、ところがそれもああそうですかなんてさっぱり言わないでね、これね、ここにね、仕様書、契約書の中にもあるんです。きちっと管理しなさいと、これ役場の持ち物だから、ここさ、事故等とあって、「事故または過失によりその管理する公の施設または附帯設備などを損傷した場合または紛失したときは、事故報告をしなければならない」と、これは私写真撮ってきていますからね。ドア壊れているんですよ。洗車機の。これは報告ありましたか。企画財政課。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 私は把握してございません。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時05分 休 憩

午 前 11時15分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

大友三男議員。

2番（大友三男君） 先ほど来、町長言っているように、これ福祉目的なんです。仕様書の中に業務の目的というのがあってね。「公共交通機関の確保を図り、住民福祉の向上に資するため安全運行及び施設整備の適切な維持管理を行うことを目的とする」と、そういうことなのよ。目標というのがあって、高齢者や中・高生など交通弱者の足の確保とするという目的もあるんです。これ。ところがね、こういう中で6月に入ってからの苦情なんだけれども、Wさん、Wさんという方、Zさんもいっぱいあるんですよ。いっぱいあるのね、12件、5月入ってから12件以上あるんだから、その中でWさんという方、高校生の口論になったという話なのさ、何で口論になったというのか知らないけれども、高校生だってお客さんでしょう。これ役場のほうには来ていなかったみたいですよ。だけど親のほうから公社に行ったのか、バス会社さんに行ったのか、苦情は行っただと、多分そのことも報告ないでしょう。苦情の中でも役場に報告あるのと、住民バスからだよ、隠していたのもあるということなんですよ。このようなこれは誰の指示かということと責任者ですよ。責任者、バスの責任者、社長でないよ。この方みたいですよ。隠蔽ですよ。隠蔽。言葉は悪いけれども、もうね、こういうようなことがずっと企画の課長も町長も臨時議会の中でモニター制度やりますよと、私ね、5月の21と30日、2日乗って見たんです。どういう状況だか。これ2カ月のうちにモニターの人頼んで乗せました。答弁願いますよ。どっちもいい。町長でも。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 2カ月間ではないですが、今月中に乗降調査をする予定であります。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 役場に9件来ているんだよ。もう。でしょう。役場で把握しているだけでも9件来ているということはモニター乗せなければならぬ話だっちゃ。お客さんに聞くのが一番いいんだよ。運転手に聞くより何より。乗っているお客さんにどういう状況なんですかと、それも全くやっていない、口だけでしょ。これ、議会の中で話しているんだからね。モニターやるとかというの何だっけのと、それが全くされていない、全く変わらないよ。前の執行部と。（「はい」の声あり）いや、答弁は言っているんだからだめだ。

あのね、そして、これね、あのバスの中で今話題になっているような



日体大みたいなことがあるようですよ。俗に言うパワハラ。責任者の。とにかくね、この人ね、5月23日だと思うんだ。どこから圧力かかったんだかわからないけれども、内部のことを漏らしたら処罰するよと、運転手にこの責任者から強い口調で言われたようなのね。それ以降俺のところに情報入ってこなくなった。絶対どこから圧力かかったということなのね。これね、内部告発制度というのがあるのね。公益通報者保護法、平成18年4月1日からこれ施行されているんです。私言ったのね。「いろいろそんなにパワハラだのひどいんだったら、労働基準監督署に行きなさい」と、「私もお手伝いするから」と、何だか知らないけれども後ろに誰かしょっているんだか何だかしらないけれども、すごい態度みたいだよ。公社の中で、公社の社長さんにもため口聞いているようだからね。そういう情報入ってきているんだから。とんでもない話だよ、こんなこと。これね、一応社長、あそこに社長いるからだけれども、だけれどもね、町長ね、これ今までの町長の発言とかいろいろ聞いているんだけれども、株主だから大株主だから意見も言えないなんていうことはあり得ないんだ、どんどん言っていくんだと、町長言っているわけですよ。この間の公社呼んでの全員協議会の中でもかなり威圧的な態度で公社の社長にいろいろ言っていたようなんだけれども、これ、そういうようなこともありました。だけれどもね、町長、一度不条理な扱いされたら二度とその人間は信用することないよ、町長、町長も同じだからね。住民バスのこと大したことないと思っているんだか何だかわからないけれどもさ、前町長と同じように住民バスをよくしよう、している、正直者がばかを見るようなこと今起きているんです。あの中で。もう言葉も言えない状況なんだよ。もう。パワハラ受けて、圧力かかって。これ責任者だよ、こんなことしているの。あそこの。バス部門の責任者。町長、町民第一主義とやったんだから、これ運転手さんたちも利用している人も町民、どっちが第一なの。どうぞ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） この事業は、「端的にね」の声あり）長々と長時間かけてやらなきゃならないんじゃないか、この問題は。（「それは対応に長時間かけているだけの話でしょう」の声あり）いいですか。よろしいですか。（「端的に」の声あり）

このバス事業運営は、運営は地域振興公社に任せている。バスの責任者に運営を任せているわけでない。地域振興公社の組織として動いている。その組織の中でバス部門の責任者としての見解を多分従業員に示し

ている。それが今までのバス事業の環境と違う環境になったから多分不満が絶えないというふうに私は思っているんですが、その辺などもこれから実態調査をして今後どのようにしていくか、公社とも協議をしたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 役場さんに書類来ていますよね。誓約書みたいな。これね、先ほど言ったでしょう。私。一番苦情来ているのはあそこの責任者なんだって。誰からの・・・。

議長（石川良彦君） 町長、ちょっと待ってください。大友議員、質問は簡潔明瞭をお願いします。

2番（大友三男君） そういうことで、何も悪さしていない運転手さん、その運転手さん、苦情も来ていない運転手さん、その人たちに誓約書なり確約書なり書けという話ないべというのさ。これ一つの処分と同じなんだよ。何も悪いことしていないんだ。これ。悪いことしたやつが書けばいいだけのことでしょう。これ。5月2日の日なり、5月の16日だったかな、行ったのな、21日だ、行ったときに、「あの議員来たの、お前たち悪いから俺たちに来たんだぞ」と言っているんだぞ、この人間。こういう人だ。ねえ、町長、あのね、私ね、町長が語っているようにさ、議員活動として町内2,000軒以上歩いているんです。そういう中で、町民の方々の声として複数の方から田中町長、能力のない親戚を公社に入れたと、やっていること前町長と全く変わらないとまで言われたんだよ、俺。私ね、町民第一主義の田中町長、私の考えと一緒に支持してきているんです。それを実行してください。こんなね、私は親戚だろうが誰だろうがきちっと能力あって、町長が言うように利用者本位、運転手、大事にして、町民バスをよくしてくれるなら何も言いません。私。お母ちゃんだろうが、子供だろうが、私何も言いません。そんなのは能力ある人間だったら誰だっていいですわ。だけれどもね、これバスの利用者の方や運転手の方も役場の職員もそうですよ。職員の方もそう。町民です。これ、皆さん、役場の中に町民第一主義と張っているじゃないですか。こんな今後も苦情続くような、本人はバスからおりたようだから、だけれども内部でこんなパワハラ起きている状況が続くようなのでは町民バスよくなるわけないですよ。その人そのものが運転手のことも考えない、利用者のことも考えないような人間が責任者としてそこにいるわけだから。

あと最後の質問になりますけれども、これで、町長、去年の選挙で私、

町長に選ばれた、選ばれたって、ほかの議員さんの質問にも答えていますけれども、2,400人の方支持しました。ここで言うのも何なんですけれども、私も支持しましたから。だけれどもね、ほかの候補者の2人の支持票を集めると3,100人、56%の人が支持していないんですよ。その方々も町民なんです。そのことを真剣に考えてもらって、本当にバス利用者の方、バスの運転手の方も町民です。その町民、運転手の悲痛な声をなぜ聞こうとしないんですか。田中町長、町民第一主義、本当に私も支持したんです。これ。町民第一主義というのは、私が考える話だけれどもね、かゆいところに手の届くような行政だと思いますよ、私。今この状態だとそんなんでない、さっぱり。もう一回答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 町民第一主義の私の信条は、町民と協働で共感の持てるまちづくりをともにやっていこうという、そういう精神ですから、俺の考えが正しいとか、俺についてこいとか、そんなんでなくて、皆さんと一緒にこの町がよくなるような町政を進めていこうというのが、町政の見える化、町民会議なり、みんなの意見を聞いてこの間のこの住民バスの件についてもいろいろ聞いていますよ。もうこの2カ月で住民バスの将来が決まったわけではないんですから、この2カ月でいろんな諸問題が何十件となく出ているということですから、それを一つ一つこれから解決して、よりいいものを目指すためには産みの苦しみかもしれない。大いにそういう御意見は貴重な意見として私は生かしていかなければなりませんので、大いに結構ですから、どんどん田中学、56%の皆さんが田中でないよと、それも存じ上げております。ただ、3人の選挙でこの立場になりましたものですから、自分の考えに賛同してくれた支持者の皆さんに、支持者の皆さんが恥ずかしくて大郷町内歩かれないなんて言われるのでは大変なことでありますから、ただこのバスに限らず議員もこの町政に参画している立場ですから、この町がよくなることを念頭に置いて今、町に、また公社に、バス事業に代表して我々に物を申しているということにつきましては、大変ありがたく受けとめなければなりませんので、大いにこれからも議論を積み重ねながらいいものにしてまいりたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） もう時間ないからそのほかは飛ばすからね。もうこれだけでやるからね。

町長ね、これ、議会、臨時議会の中で、町長と課長が「定期的にバス

全社員を前に声を聞くなり、行くなり、行政側の意思を伝えるべきだ」と、「前向きな意見でそうあるべきだと私も思います」と、こういう答弁しているんですよ。運転手の方から御相談を受けていたと思うんだけど、何かその御相談にもなかなか乗ってもらえないということが出ていたわけさ。町民の声を聞かないということだよ。さらにね、公社の方々からも御相談を受けるということでいろいろ町長と会ったたびいろいろ言っていたんだけど、お願いしていたんだけど、さっぱり会ってくれないと、町民会議するから町民会議さ来てけろという話なんだとは思いますが、どうもその言っていることと行動が伴わないんじゃないかと私思うんです。これね、本当に前の町長もそうだったのよ。言っているのは本当に立派なこと語るんだ。だけれども、実際その後どういう対応しているのかなと思うとほとんど何も対応していない。そういうのでね、まあいいですわ。とにかくこっちの質問だけ。あと町長答えるだろうから。答弁は時間ないと答えないだろうから。とにかく私ここにね、このように運輸局からちゃんと資料等とっているんです。処分内容も全部含めて、3回、こういうような会社使っている自治体なんてどこにもありません。どこにもありません。3回も続けて、それも平成24年だったかな、大郷町のスクールバスを受け取って、その後だからね、これやっているの、違反行為、行政処分3回くっているこれ、こういう会社にこのままお任せしていいのかという話なんですよ。いろいろ指導する、何するかにする、全く前町長と同じ答弁。私はやはりこういうのは、もう契約解除の行為そのものだと、これ。法令違反しているんだから。それも3回も、前の町長は「1回だけだからしょうがないべ」と、ちょっとずうずう弁で申しわけないんですけれどもね、だけれどももう3回もやっているわけ、3度目の正直。これ、契約途中でも解除するお考えはないですか。答弁。

議長（石川良彦君） 町長でいいですか。町長。

町長（田中 学君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、このバス会社にとりましては従業員も抱えている、たまたまその案件で行政指導を受けている、今後そういうことのないようにということで、町の立場からも強く指導を申し上げてございますので、多分信頼回復に努力するということがないかというふうに思いますので、ここで彼に、この会社に反省を促すということも行政としての役割ではないのかというふうに思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 最後は答弁にならないと思うので、言いつ放しで終わり

ますからね。

毎回毎回同じ答弁、もう聞き飽きました。もう何年も同じ答弁なんです。町長さんかわっても同じ答弁だっちゃね。こういう状況ではなかなかよくなれないと思いますよ、大郷も。小さいことなんかどうでもいいみたいな話ですもんね。要するにそういうことでしょう。住民バス、こんな小さいことはどうでもいいみたいな話に私、聞こえたんです。要するにそういうことなんです。以上で終わります。

議長（石川良彦君） これで大友三男議員の一般質問を終わります。

次に、3番佐藤千加雄議員。どうぞ質問を行ってください。

3番（佐藤千加雄君） それでは、議員番号3番佐藤千加雄でございます。

通告に従い一般質問を行います。

質問事項は3点であります。

1点目は公共施設等の総合管理計画について、2点目は大郷町総合計画でうたっている生活環境基盤の整備について、3点目は地域文化の振興についてであります。

初めに、公共施設等の総合管理計画について伺います。

本町の公共施設は、耐用年数に限りなく近づいている建物が数多く存在し、耐震補強などで長寿命化を図っているのが現状であります。これまで長期的な青写真が示されておらず、速やかに作成すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

1として、長期的な施設の総合計画、建てかえ等について。

2として、第2次個別整備計画の概要について。

次に、大郷町総合計画でうたっている生活環境基盤の整備について伺います。

1として、生活道（赤道を含む）整備について。

2として、上水道、老朽管の更新、有収率向上などについて。

最後に、地域文化の振興について伺います。

総合計画の中で「民俗資料館には民俗文化財を展示・保存しています。今後も資料を収蔵する場所に」とありますが、現在全く機能をしていないのが現状であります。また、文化協会や各種文化団体への支援強化が十分に図られていないと思われませんが、今後、地域文化の振興にどのように取り組むのか町長の所見を伺います。

答弁よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それでは、佐藤議員にお答えいたします。

公共施設等の総合管理計画についてでございます。

その（１）であります、長期的な施設の総合計画、建てかえ等については、平成29年3月に策定した大郷町公共施設等総合管理計画について、平成38年までの10カ年を計画期間として中長期的な公共施設等の総合的な管理の基本計画及び施設用途別の基本方針を定めており、それに基づき実施していきたいと考えているところであります。

（２）であります、第2次個別整備計画については、現在草案を作成中であり、施設ごとに最終整備を行っております。対象となる116施設について、長寿命化、改築、取り壊し、譲渡等の整備方針及び整備計画について今月中に策定する予定でいるところであります。

次に、2番の大郷町総合計画でうたっている生活環境基盤の整備についてであります、（１）の生活道、赤道含めての整備についての御質問ですが、生活道路につきましては、大郷町道路の整備に関する要綱に基づき整備を行っており、今後も要綱に基づき整備を行ってまいります。また、道路法に基づかない赤道などの整備につきましては、現在は敷砂利等の実施によって道路としての機能を失わないように整備維持管理を行っているところであります。しかしながら、利用者から舗装等の要望が多いことから、今後は要綱等の整備を検討しながらより利用者の利便性を考慮した道路整備を行ってまいりたいと考えているところであります。

（２）の水道老朽管の更新などの整備についての御質問でございますが、本町の水道設備は老朽化が急速に進んでおり、施設管路等も更新、改善を行いながら延命化を図っているところであります。管路に関しましては、石綿セメント管の更新工事、平成39年度の事業完了に向け整備を進めてまいります。今後は国庫補助金を活用しながら法定耐用年数40年を超えた老朽管も含めて古いものから随時更新してまいります。

また、施設の稼働が収益につながらない判断する指標の有収率につきましては約80%と全国平均の90%に比べ低い状況にあります。有収率が低い原因の一つである漏水についても老朽管の更新により有収率向上の修繕を図ってまいりたいと考えております。

また、効率的な水道管の整備を行うため、町道や生活道路の整備にあわせて新たに水道管の布設を行ってまいります。老朽化が進んでいる配水地等の整備に関しましても継続的な維持管理や新たな施設の更新を検討しながら今後の整備を進めてまいりたいと考えております。

第3の地域文化の振興についてでございますが、前段の民俗資料館に

については、大松沢社会教育センターに大郷町歴史民俗資料館準備室を併設し、貴重な資料を展示、保存しておりますが、資料館の開設に向けて準備をしているところであります。しかしながら、建築基準法不特定多数の方が出入りできる構造になっていないため、開館することができず改修工事に伴う多額の費用が見込まれることから具体的な方策は決定しておりませんが、関係する機関等から指導、助言をいただきながら今後の方向性を模索してまいりたいと思います。

後段の地域文化振興でございますが、現在本町では大郷町文化協会等に対し、県や仙台地域の連絡協議会、他市町村との団体との連携、情報交換、補助金の交付など、各種の支援を行っております。今後も各団体が地域と一体となって文化の発展につながるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、佐藤議員の御質問にお答えを申し上げたところであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 答弁ありがとうございました。

今、公共施設等の管理計画につきましては、大変大まかな説明でありましたので、大きなものに関して一つ一つちょっとお聞きしたいと思います。

まず、庁舎が建築から39年経過しております。公民館が45年、町民体育館が43年、どれも耐用年数が50年ということで、間もなく耐用年数を迎えます。

庁舎について伺います。

耐用年数間もなく10年となりますので、建てかえの準備に入る時期ではないかと思いますが、町長の答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 耐震構造に改築したこの庁舎が今後何年利用できるのかなどの調査をして、今後も庁舎が議員の御質問に対する新たな発想に立たなければならない時期が到来してございますので、広くいろんな組み立て方があろうかと思っておりますので、勉強してまいりたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 町長ですね、前の12年と合わせまして今大体20年、庁舎に入りまして20年であります。庁舎をつくるというのは、多分20億から40億ぐらいかかるのかなと、その大きさにもよりまじょうけれども、

やはり基金として準備していく、そろそろ時期ではないかなと、そこにきちっとした青写真をぜひ町長4期目でありますので、その辺大変期待しているんですけども、もう一度答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今、庁舎の計画よりも大事な本町の今後の町の合併して来年町制施行60年になるわけでございますので、そろそろ本格的な中心市街地のどこにどのようという考え方も含めて将来に備えなければならない、そんな時期でもあろうかと思っておりますので、今ここで何年までに役場庁舎を建てかえるとか、どこに持っていくかということの今後の議論として大事にしていきたいと思いますというふうに思います。

それから、隣の中央公民館にしても大分老朽が進んで大雨のたびに天井から雨が漏れるという状況でありますので、この辺なども今後庁舎との連携をどう図っていくかなどもあわせて考えてまいりたいというふうに思いますので、今ここでいつまでという即答はできませんが、考えの一つに置かなければならないということでもあります。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 今公民館も大分古くなっておりまして、それでやはり建てかえる場合、庁舎と併用するか、または官民が一緒になってつくるとか、そういうこれからはほかの町も市もいろいろ考えていると思います。いつまでという答えではなくて町長がそれに向かってそういう準備室を準備委員会みたいなものをそろそろつくってはどうかと、いつつくりますかということじゃなくて、今まで何もなかったわけですから、ここでそのようないろいろ公民館もありますし、庁舎もありますから、場所もここなのかどこにするのかという、そういう設立の準備会というものをそろそろつくってはどうかという私の思いでありますので、もう一度町長答弁。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 先ほどもお答えした内容に整備計画につきましては、今月中に、その整備計画についての考え方を今月中に策定するということでもありますので、もちろんただいまの御意見、準備室等々の考え方などもこの計画の中に組み込んでどうだとかいうことを事務方にも指示をしておいてまいりたいなというふうに思いますので、総合計画の整備計画についてはそんな形で進めていきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 今、大きな施設といえば庁舎、公民館、もう一つ、町



民体育館、も多分質問しても多分、町長さんは今お話されたような答弁になると思うんですけれども、やはり町民体育館もやはり大分老朽化して、長寿命化も大分お金がかかっていくと、やはり担当課などのヒアリングにおきましては、町民体育館を新しくつくるのか、または町民体育館は解体、そのほかの体育施設に、フラップなり、小中の体育館なりですね。そのように大分人口も減ってきておりますので、そういう施設を大型施設の見直しもこれからは必要になっていくと思います。それについても町長の所見を伺いたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 民間を活用したいろんな複合型の施設も今世の中では大分出てきておりますので、まず何よりも本町の少子高齢化が進む中で人口減少が歯どめがかからない状況でありますので、今回の定住促進の事業も順調に行って人口減少に歯どめがかかればまた新たなまちづくりの基本理念が出てこなければなりません。そういう意味ではまず本町の財政基盤の確立を今後どう図っていくか、おいでになる農業法人もこれも果敢に営業が開始され、順調に進めば本町の財政にも大きな財政寄与がされるということでもありますので、そんなことも念頭に置きながら新しい新たな本町のまちづくりの顔になると申しますか、よりどころをどうつくっていくかを広く皆さんの意見を取り入れた組織をつくって議論してまいりたいということをお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 大きな施設に関してはそのような答弁でありましたけれども、これから116施設、その長寿命化、改築、取り壊し、譲渡等ですね、整備方針を今月中につくるということでもあります。前に行いました総務産業常任委員会の所管事務調査で公共施設の建てかえに総額、概算ですけれども、500億ぐらいかかりますよというお話をいただきました。先ほども言いましたけれども、少子高齢化がとまればそれはいいんですけれども、とまらない場合もあるということで、その調査の委員会の中でも公共施設のスリム化をと、やはりここは大なたを振るって施設を減らしていくという形も必要ではないかというお話が出ました。この施設担当と企画財政とのヒアリングの中でそのような意見が出なかったか答弁していただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、お答えいたします。

ヒアリングにつきましては、2月に実施させていただいたところでご

ざいますが、その中で各課の今の施設の現状なりを確認させていただきました。それで今後どうすべきかということではいろいろヒアリングをさせていただいたところですが、その中においてもいわゆる施設が老朽化している施設については取り壊しなり、統廃合ができる部分はすべきだというような意見もあった中で、それを踏まえて計画を今策定しているところでございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。

次に、生活環境基盤の整備について再質問させていただきます。

生活道路について大変前向きな答弁をいただきましたが、大郷町道路の整備に関する要綱については、これまで例外はあまり認めないことが議員となって3年間あまりですが、その間に感じておりました。しかし、住民からの請願に対して議会で採択された例があり、議会も要綱に対して特筆箇所については考慮すべきという議論も出ております。しかし、なし崩しに要綱変更ではなく、子供たちの通学路、また将来的に移住・定住が見込める区域とか、わかりやすい要綱として見直しを行い、地域の中での意見集約を図れる要綱整備が必要と考えますが答弁をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 答えいたします。

要綱整備、要綱の改正に当たりましては、今まで赤道とかの整備に関する要綱等はございませんでした。現場現場で対応していたというのが事実でございます。しかしながら、今後一定の要件で整備できるようにしたいと思います。各行政区長さんのほうからいろいろな要望もございました。上り坂で砂利道だからなかなか砂利を敷いても厳しいというようなこともございましたので、そういった中で今後道路を利用される方の利便性がいいように、どのような方法で町で進めていったらということを考えながらよりよい要綱を整備進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それでは、引き続き生活道路について質問をさせていただきます。

生活道路、町道ですけれども、整備計画が決まってから工事着工までの期間が大変長いという区長さん方からの意見があります。現場の測量調査や図面作成、または予算獲得に苦労は多いと思いますが、今以上に早期に着工を図れないかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

生活道路につきましては、地元からの要望に基づきまして整備を行う路線でございまして、要望をいただきまして町のほうでまず生活道路の指定をいたします。その後に測量設計、工事という順序になってございますので、町といたしましても速やかになるべく早く住民の方の道路を使えるようにしたいと思うんですが、なかなかその辺、年度末に上がってきたりしますと2カ年またいだりというような形になりますので、今までもそうだったんですが、これからもなるべく早くできるように事業を進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それでは、次に上水道の整備について質問させていただきます。

石綿セメント管更新工事が27年度に比べ30年度では予算が約870万円の増額となっております。更新事業の期間が大分短縮されると思います。大郷町水道事業経営戦略では、3年近くかかると予定されていたものが、平成39年度で完了の予定ということでこの前お話がありました。大変な前進で評価されることだと思っておりますが、短縮となる経緯とこれができる根拠を改めてお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 石綿更新事業につきましては、毎年ですね整備を進めているところでございます。先般の議員全員協議会のほうで経営戦略については御説明させていただきましたが、石綿セメント管につきましては、今までよりも更新率につきまして類似団体と同程度並みに更新をすることによりまして平成39年完了をめどに行っております。これにつきましては、料金の改定とそういったことも加味しながら事業を展開進めるものでございますが、有収率向上の中でも漏水管等の修繕によりまして町としての負担も軽減できることもございます。漏水管をなくすことによりまして、町として大崎広域水道に払っている受水費も減

額することができます。そういったものも加味いたしまして、石綿セメント管だけではなくて、その他の水道事業の経営を見直しながら事業を進めていたものということでございます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 先日行われました大郷町水道事業経営戦略の説明では、将来給水原価の高騰により水道料金の値上げという話がありました。町長は有収率を上げれば大丈夫ではないかという説明がありました。有収率が全国平均89.95%に対し、大郷町は79.30%と大きく低くなっております。有収率の向上には老朽管の更新はもとより、水道管漏水調査業務を徹底し、漏水箇所の特定期間に行うべきと考えますが、今後の取り組みについて答弁をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 漏水管調査につきましては、昨年度から重点施策ということで地域整備課のほうでは考えてございまして、昨年度一年間で漏水調査を実施いたしまして、漏水の修繕をしたことによりまして、配水量、いわゆる大崎広域水道からこちらのほうにいただく水の量で約3万3,000立方メートル、金額にいたしまして840万円ほどの成果となっております。今年度につきましては、東成田配水池系統を重点的に漏水調査を実施いたしまして、引き続き有収率の向上に努めたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それでは、次に地域文化の振興について再質問させていただきます。

現在、旧大松沢小学校校舎に歴史民俗資料館の準備室というものがあります。さまざまな理由により資料館として整備できる見込みが立っていないということですが、新たな民俗資料館の場所について、また今後の方向性について、進展があるか、ないかにつきましても答弁をしていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） お答えいたします。

まず、歴史民俗資料館でございますが、町長の答弁にもありましており、諸問題がありまして、法的な問題がありまして、今のところ方向性が見えない状況ではございます。今後の方向につきましては、いろいろな機関などからの助言などもいただいて決めてまいりたいと思っております。今後の方向についてはまだ決まっていないということが現実でござい

ます。以上です。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 旧大松沢小学校跡地には社会教育センターが建ちました。またゲートボール場、体育館もあり、多くの方々にぎわっております。これまでの文化継承をしつつ、その地域に新たな文化をつくるためには今の建物は必要がないのではないかと考えます。社会教育、地域の活性のためにもその土地を有効活用することが最も必要と考えますが町長の所見をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員のおっしゃっている内容については、私も理解できるものでありますけれども、ただいま申し上げてきた校舎の構造からして不特定多数の人の出入りできない建物になっているということでございますので、文化財と言われる資料はいっぱい詰まっておりますけれども、あれを開館できるという、そういう方面ではなかなかあのままではできないということであります。多額の費用をかけて改造、改築をするという作業をあの地域で本当にこの事業を展開する場合に大松沢地区でいいのかなども広く検討を加えながら地元の皆さんとも話を申し上げてまいりたいという作業をまずやらせていただきたいというふうに思いますので、この議会が終わりましたら担当課のほうで調査するよう指示をいたします。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、前回の私、一般質問でも触れましたが、大郷小学校6年の皆様から出されたまちづくりの提言書があります。その中で「大郷町を元気にしよう」というタイトルに歴史とか支倉常長に関するものが6班で分かれていますけれども、6班中4班ありました。子供たちが大郷には誇れる歴史があることを理解しているあらわれだと思います。新しく社会教育課が創設され、文化、歴史、スポーツの振興に取り組む町の強い姿勢が感じられます。今後の文化、歴史に関する取り組みで、学校教育の中、また町で特筆する事項があればお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

子供たち、まだまだ町のことについて知らない面が多数ございます。ふるさと教育を推進しておったところですが、もっともっと文化面について子供たちに知らせていかなければならないというふうに思っております。

ます。そこで何を中心にするかということは今議員御指摘の支倉常長であるとか、あとは粕川のお寺にあるような、ああいった史跡なども使っていきたいというふうに思っております。また、古い遺跡も多数ありますので、ああいったことを踏まえてこの土地の歴史なども伝えていければなというふうに思っているところです。以上です。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 町の無形文化財に土橋の宮沢神楽（「宮林」の声あり）宮林神楽ですね。ホームページの一番表の写真ですね。に載っているものであります。それから羽生の田植踊りがございます。現在後継者が心配されているとお聞きしております。地域の文化財ですが、地域だけの保存では限りがあると思います。町や教育委員会の支援強化に期待したいと思いますが、答弁をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） お答えいたします。

実は、4月12日に町指定の大切な文化財であります羽生田植踊りの方々と意見交換会を設けました。その席で後継者の問題が提起されまして、当課といたしましては、羽生地区だけに限らず町内の子供たちを後継者と捉えまして昨日小学校の放課後に児童館におきましてメンバーによります田植踊りを披露していただきました。一人でも多くの子供たちが地元で伝わっております田植踊りなど、そういったものを直接触れることによりまして自分もやってみたい、歌ってみたい、踊ってみたいなどと思ってもらってメンバーの一人に加わっていただければなと考えております。このような取り組みをせっかく新しい課ができたことによりますので、今後各方面に積極的に展開してまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） それから町のホームページ、先ほど宮林神楽の写真が載っているんですけども、その観光スポットに歴史、文化という項目がございます。その中には今現在支倉常長のメモリアルパークとその関連資料ですね、支倉常長の関連資料が1つあるだけでございます。町には古墳、それから館の跡、無形文化財、有形文化財、ほかにもいろいろな歴史、文化にかかわる大切なものがいろいろあると思います。今後各種文化団体と協議をしてホームページにもう少し多く記載する資料また地図、どこにあるかという地図、また写真などを載せてより多くの人たちに大郷町の歴史などの魅力を発信していただきたいと考えますが、答

弁をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（千葉 昭君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、今後ホームページとか、いろいろな広報のものを使いまして、各町内、町外、各方面にいろいろと伝えてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。質問を終わります。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員の一般質問を終わります。

次に、8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 8番和賀でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。本日は大綱2点について質問をいたします。

大綱1点目。

町民会議、若者の政策形成過程への参画と題しまして、(1)町民会議の内容について。

町政の見える化、開かれた行政の推進のために町民会議を実施するとの宣言をされました。その内容について伺います。構成メンバー、開催頻度、狙い、効果、そして政策への反映等についてでございます。

(2)若き力で元気なまちづくりを。

施政方針で50年後、100年後の未来を見据えたまちづくりを町長はうたっております。18歳の選挙権の実現、少子高齢化が急速に進む中で、若者の政治離れが進行すれば若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながります。若者が社会における影響力を実感できるように取り組むことが重要と考えます。そのためには若者の意見を聞き、若者の声を政策に反映させること、若者が政治参画を促進するような環境をつくること、そして若者の人材育成に不断に取り組むことが重要と考え、以下、所感を伺います。

ア、政策審議会委員に若者枠の設定を。

イ、若い町職員の提案に予算枠を設け、企画力を育成する。

ウ、若者が常時集える場所の提供設置を。若者が常時集える明るい施設がない。若者育成のためにも青年会館、または青年室を設ける必要がある。

エ、青少年モニター制度。13歳から30歳までの人に青少年モニターを公募し、モニターになってもらい、年に2回程度アンケート方式による

意識聴取を行う。例えば、将来の生活における不安事とか、大郷町に住み続けたいか、自慢したい我が町、行政への期待等。

オ、若者会議の開催。若者の意見や提言を町政に反映させ、若々しい感性と力強いエネルギーを取り入れ、若者との共同によりまちづくりを進める。

カ、JK課。これは福井県の鯖江市市民まちづくり課で実施しているプロジェクトで、平成26年4月にスタート、行政に直接かかわったことがない女子高生、これをJKたちが自ら考え、やってみたいまちづくり活動を提案し具現化する市民協働プロジェクトでございます。これは平成27年に総務省のふるさとづくり大賞で総務大臣賞を受賞しております。これもおもしろいなと思い紹介しました。御感想をお聞きます。

大綱の2点目。

中学校や避難所施設のトイレの100%洋式化を。

平成28年9月定例会の一般質問で、中学校のトイレの洋式化を提案し、順次洋式にとりかえるとの答弁がありました。全国の公立の小・中学校のトイレの洋式化率は平成28年4月1日時点で43%ととどまっております。東京都は54.2%で、2020年のオリンピックまでに80%の目標を掲げ、急ピッチで整備しようとしています。我が町は小学校は100%になっておりますが、中学校は進んでいないのではと、以下伺います。

1、中学校避難所施設のトイレの洋式化率は。

2、中学校や避難所施設のトイレの洋式化に向けた目標設定は。

3、緊急防災・減災事業債が平成32年度まで使え、全国で5,000億円計上していると聞いております。避難指定所の4項目さえクリアしていればバリアフリー化にして、トイレ改修までできるとのことでございます。学校設備だけでなく消防防災のところでも予算化されているところもあります。総務省でも指定した避難所であればこの予算も使えますので、ぜひバリアフリー化しながら洋式にしたほうがよいのでは。

以上、大綱2点について、第1回目の質問といたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中学君） ただいまの和賀議員の若者の政策形成過程への参画についてというテーマでございますが、このことにつきましては、アからカまでの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、(1)の町民会議についてであります。毎月第3月曜日に開催してございます。ことしは5月から来年3月まで11回開催する予定であります。町民どなたでも参加が可能で、広報や防災無線等で広く呼びか



けてまいりたいと思います。毎回テーマを設定して町民と町がともに考え意見交換を行い、協働して課題解決につないでいくことがこの事業の狙いでございますので、町の各種事業の現状等を報告しながら町民からの意見・提言をいただき、今後の町政の政策やまちづくり等に生かしていきたいと考えているところであります。

次に、(2)の若き力で元気なまちづくりについて答弁いたしたいと思っております。

人口減少高齢化が加速する大郷ふるさとへの回帰を全国に促して、50年、100年後の未来を見据えたまちづくりに向けて将来の大郷町を担う若い方々の意見を取り入れることは議員の御指摘のとおりで重要なことでございますので、これから若者の意見を聞く機会をつくってまいりたいというふうに思っているところであります。

それでは、2のア)の政策審議会委員の若者枠の設定について。委員募集に当たっては二十歳以上の幅広い年齢層の方々から御意見・御提言をお聞きするために年齢に関係なく募集していたところであります。今年度開催に当たり、新しい委員は行政区長からの推薦に基づき50代から80代までの町民を選定していただきました。次回の改選時には議員のおっしゃったこの若い世代が加わるような方策を検討してまいりたいというふうに思っております。

イ)の若い職員の企画力の育成については、人材育成を図るため、新規職員研修を初め、勤務年数に応じて階層別研修の受講により、職責に応じた知識・技能習得を図るとともに、業務能力向上のための専門研修にも積極的に参加を促し、スキルアップに努めてまいりたいと考えております。また、町の事業においても夏まつりプロジェクト委員やふるさとCM大賞制作チームなど、若手職員の企画立案への参画を図っているところであります。昨年のCM大賞では見事演技賞を受賞するなど、大きな成果を上げております。

次に、ウ)については、現在海洋センターや文化会館の会議室、町の施設を有効に活用してもらうことで活動の一助とさせていただいてございます。町の青年団の規模等から見ましても青年団、青年会館などの新たな施設を設けることは難しいものと考えているところであります。

エ)については、実施内容等を精査し、実現に向けて検討したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

オ)については、議員の御指摘どおり、青年団やジュニアリーダー等の積極的に社会活動を行っている若者から意見や提言を聞くことができ

る機会を設け、家庭や地域、学校、行政が一体となった協働のまちづくりを目指してまいりたいと思います。

カ) についてであります。福井県の鯖江市は市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んでいる自治体であるとお聞きしておりますが、行政参加が少ない女子高校生を対象としたJKとともに最近男子版JKも企画しているようでございます。鯖江市には約2,000人の高校生がいるということでございますが、JKは30人ほどの組織のようでありませぬ。本町におきましては、高校もなく、高校生が200人に満たない本町においてはこのような先進的な取り組みを参考としながら、本町に合った形で女性や若者の意見を取り入れていきたいと考えてございますけれども、なかなかその実態に合わない形になっていることから、容易なことではないなど、そんな感じをしているところでございます。ちなみに町内で青年団もようやく8名の方が団員になったようでありますが、この8名の中でも大松沢地区から6名の青年団が出ているようであります。このような青年団を大事にしながらか本町の若い皆さんの御意見を頂戴する機会をつくってまいりたいと思います。

次に、2つ目の中学校や避難所施設のトイレの洋式化についてであります。

(1) のトイレ洋式化率は中学校校舎が26%、避難所施設が70%となっております。

(2) と (3) の御質問についてお答えしたいと思います。

中学校の体育館は、避難所にも指定されており、既に100%洋式化されておりますが、校舎の洋式はまだまだ進んでおりませぬので、今後施設の長寿命化計画を策定し、学校施設環境改善交付金などを活用しながら整備を進めていきたいと考えております。

上記以外の避難所施設については、平成25年に海洋センター、平成27年には文化会館と総合運動場、平成29年度には町民体育館と順次洋式化工事が完了しております。そのほかの施設につきましては、個別整備計画の中でトイレの洋式化について検討してまいりたいと考えてございます。

以上、申し上げます。

議長 (石川良彦君) 和賀直義議員。

8番 (和賀直義君) 3項目にわたって答弁をいただきました。

順次再質問をさせていただきます。

まず、町民会議でございますが、毎月1回、5月から11回の開催を計画しているということでございます。私としてもなかなか町民会議のイ

メージが湧かなかったので、今回一般質問で質問させていただきました。

全協で振興公社の改善計画、それから最近町民会議のチラシ等が出てきましたので、イメージは実際湧いたわけでございます。その中で私なりに注目したのが、とにかくその町民会議はワイワイガヤガヤ共感を呼ぶんだと、そういう雰囲気を進めるんだよというのが伝わってきました。これも我々議会の議会報告会、去年からやっているんですけども、私個人的にはそういう感じで気楽にお茶を飲みながら何でも話し合える雰囲気かなと司会なんかをやっているんですけども、なかなかそこまでは至っていない。私の力不足かもしれませんが、とにかくワイワイガヤガヤ楽しく共感を呼ぶように進めるんだということに関しては、私も共感を覚えます。そのためにはまだスタートしたばかりですからね、なかなか難しいとは思うんですけども、この中身を見ると意外と想像力を引き出すブレインストーミング法を取り入れているんじゃないかなと私なりに来たんですけどもね。ブレインストーミングというのは頭脳の嵐といって、とにかく原則論があるんですね、4つの原則というのがあって、自由奔放に出してもらおう、絶対に批判はしない、人の批判はしないとかですね、あと人の意見に便乗して別なアイデアを出すとか、人よりも大量に多く出してもらおうと、そういうブレインストーミング法というのがあるんですけども、意外とそれを参考につくったのかなと思ったんですけども、ワイワイガヤガヤと楽しく共感というのが、その場づくりというのはかなり難しいなと自分なりに思っているんですけども、そのためには何て言いますか、そういう開催に当たっての原則なんかもつくっていいのかなと思うんですけども、その点に関してもし町長、考えがあればお示ししていただきたいんですけども。原則ね、人の批判はしないとかですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） テーマは前もって町民にお示しを申し上げて、そのテーマに沿った形でいろいろなやりとりするわけではありますが、あまり型にはまった形ではなくて、常に自分たちの生活の中で感じていること、こうありたいという、その思いを直接我々行政と話し合う、そういう機会があまり常にはないことでございますので、おいでになる皆さんは遠慮なくやりとりの中で何か自分の日ごろ思っていることが行政に生かされればそれで満足だというような形でございますので、我々もこれからあまりおいでになる町民に遠慮させないような内容でここの地元の言葉で話をしていこうという雰囲気でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） わかりました。テーマを選定してやるよということでございますので、ぜひテーマの中に今なかなか要望を出しても実現しない、今こういう要綱があるからこれはだめなんですとか、そういうのもいろいろ皆さん持っているんですね。だからその11回の中に小さいことなただけけれども、困っている点、そういう要望を聞こうというテーマでも設定してほしいなと思いますけどどうでしょうか。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

テーマにつきましては、議員のおっしゃるとおり検討してまいります。各課からある程度まとまっている、町民にお聞きしたいテーマについて各課から出していただいたものを選定しておりまして、その中に議員おっしゃることも取り入れながら実施してまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） ぜひそういうテーマも取り上げていただきたいなと、今は何ていいますか、町に要望を出すと、ここは戸数が少ないからだめだとか、そういうもので断念している人もいるんだけれども、行政はそういう困っている人のためにどういう手を差し伸べるかというのが私は大事だと思っていますので、ぜひこのテーマも中に入れてやっていただきたいなと、このように思います。

あと、この町民会議は特に「みんなでつくる」、「共感」、これがキーワードなのかなと自分なりに感じました。そしてあと、何ていいますか、11回分はもう決めているということなんですけれども、ある程度いくとやっぱりまんねり化になって、参加者が固定化されて、若者が集まってこないとか、そういう時期が必ず来ると思うんですね。そしていろいろ町民会議という名でやっているところいろいろインターネットで見ると、やっぱり条例等をつくって、条例まではいかないね、要綱等をつくって開催している。あと、大きいところでは南三陸町の震災復興町民会議というのが、これは公表されていまして。南三陸町で復興をやる場合に町民の皆さんがどう考えているのかということで、これはグループ分けして宮城大学の教授が入ってアドバイザーなんかもやったと思うんですけれども、そういうところもありました。あと、蔵王町なんかでは要綱をつくってやっております。参加資格とかですね。これは要するに町を真剣に考えている者とかという、そういうものを設定してやっていらっし

やる自治体も結構ございました。最初は1年ぐらいは多分いいと思うんですけども、2年、3年を見た場合にやっぱり、何ていいますか、大郷町の全階層と言いはちょっとおかしいですね。若い人とか、女性とか、あとは高齢の方からそういうものをやっぱり一切含まれるような、そういうものも検討して要綱等をつくってやる時期が私は必ず来るんじゃないかなと思ってはいますけれども、その辺のことは今はどうなんですかね。町長は今、今は考えていないと思うんですけども、将来やっぱり全階層の人が来て、本当に町の代表だなというのがわかるような、そういう町民会議も必要なんじゃないかなと思うんですけども、この件に関して町長の考えは、伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） やっぱり行政側と町民の間に協働で行動しようとか、共感を持ってともに感じるものがあるって行動する、そういうことが皆さんの体の中に覚え込む、そういうことも今後まちづくりの大事な要素になってくるのではないかというふうに思うので、我々も町民にいかにして寄り添うかと、町民もまた行政に寄り添ってくる、そういう関係を構築していくことが今後の限られた財政の中で仕事をやろうとすることはやっぱりその事業の本質を納得していただかないと何で我慢しなければならないんだという、そういう不満が出てくると思います。そういうものがこの会議によって訓練されて、みんなプラス思考に変えて、この町の将来というものを考えながらともに行動するということが不平不満の問題から解消されるというふうに私なりに理解をしているところであります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） わかりました。とにかく共感を広げていくんだと、そういう町長の考えが伝わってまいりました。

次に移ります。

1の2の再質問でこれも前向きに答弁もらいましたが、若い職員の子算枠を設けるということなんですけれども、実際仕事をしてどんなところにやりがいを感じますかという例えば質問をしたとします。すると、若いうちに予算編成を通して町全体の行政活動が把握できることは今後の活動場所においても大局的な展望を持って業務を行うことにつながり、視野が広がっていくと私は考えているんですね。そういう面で確かにコマース大賞、あとは夏まつりプロジェクト、若い人が中心になって企画力もすばらしくて大郷の若い職員は何て優秀なんだろうと私も思っ

ておりますから、さらにもう一歩進んでやっぱり大局的な展望を持って若い人を育てるということが大事なので、これもなかなか勇気があることかもしれませんけれども、近いうちにちょっと頼りないと思うかもしれませんけれども、このぐらい予算あるからこういう事業を考えると、こういうことでの人材育成もぜひ私は効果があるんじゃないかなと思います。これについて所見を伺えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 各課では課長を先頭にして課内の会議を開いておりますけれども、その課内の職員と直接職務権限のある私が出て話をするということはあまりございませんので、できるだけ私も夏まつりプロジェクトチームの若い人たち、秋まつりもそうであります。CMのグループもそうであります。そういう若い人たちが構成しているグループと私が直接お話をし、そういう会話を交わすということがすごく大事なことだなというふうに思います。1回お話しすると、2回目からは相当リラックスした形で自分の意見も出してくるようになります。そういうことが役場内で上下間の壁を開いていくというか、開放感のある内容にすることが若い人たちの考えが反映される環境になるというふうに私は思います。そのようにしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） あと、今、青年会とか青年室の設置の件なんですけれども、今確かに大郷町青年団員は6名になったというのはこれはすごいなと、何年か前は2人でかわいそうぐらいだったんですからね。今は6名になった。（「8名」の声あり）8名。わかりました。

それで、やっぱり何ていいますか、昔は集合する場所がなくて粕川小学校の一室を借りて暗いところでやっぱり連合青年団の会合とかやっているんですね。将来大郷町をしょって立つ青年団員がやっぱり人数が少ないからいらぬというんじゃないかと、やっぱり将来のために我々というか、行政側としては育つような環境をつくってあげるといふか、そういうのが必要なんじゃないかと、開館まではいかななくてもそういう意味では町長も海洋センターの会議室とかですね、文化会館とかいろいろ検討しておるようでございますので、やっぱり明るいそういうような場所をやって、青年団を育成するという立場で取り組んでいただければいいかと、このように思います。これは特に答弁は結構です。

あと、鯖江市の女性のやつは鯖江市と大郷町は環境が違うよと、鯖江市は2,000人いて大郷町は何人、私も何人いるかまではつかんでいない

んですけれどもね、でも女性の力は大きいんですよ。女性の力は。特に若い力はある日突然進化しますからね。だからそういう若い人を鯖江市に近いような、そういう町活性化のための案とか、そういうものを何かやって例えば道の駅の公社の改革プランでことしは女性たちが表に出てずんだ餅というのをつくったようなんでございますけれども、どうかこのJK化プロジェクトも検討していただきたいなど、このように思います。今は男性よりも女性のほうの力が強いところがありますのでね、この件に関してもう一言町長の答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今回のそういう意味では道の駅の改革プランの核になっている皆さんが女性のプロジェクトチームであります。若い高校生などは入っておりませんが、20代の方も入っていますから、いろいろ若い考え方が大分反映されているのではないかというふうに思いますので、その女性の力を、またの力ですか、努力をお願いをするという、そういう考えで今後お願いをしてまいりたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） いろいろ今回の町民会議の件とか、若者の政策形成に参画ということに関していろいろ町長の思いをお聞かせいただきました。

これは勝手になんですけれどもね、町長の政治姿勢は困っている町民のために行政があるんだと、困っている人とともに歩もうとする気風を常日ごろから町全体で高めつつ、共感ですね、共感を湧き起こして町民と一緒に汗を流すと、これが町長の政治姿勢じゃないかなと私なりに感じたんですけれども、間違っていたら訂正していただきたいんですけれども、所感を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そのとおりであります。私の政治姿勢はそこにございですが、いろいろ違う見解でおありの方もおいでであります。今後多分そういう方々と直接お会いする機会幾らでもあるわけありますから、努力してまいりたいなと思っています。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今、町で住んでいる人はなかなか行政の恩恵に受けられていない人も多々おります。道路にしてもそうでございます。あと防犯灯、街路灯もそうなので、予算の関係もあると思いますけれども、1件でも困っている人に対しては行政としても対応していただきたいなどこのように要望いたしまして次の2番目のほうに、大綱2番目に移らせて

いただきます。

中学校避難所施設のトイレの100%洋式化をという件ですけれども、小学校は100%洋式化になっていると、もう各家庭の洋式化率は全体的には90%ぐらいで小学校卒業して中学校に入学したときに和式便所にカルチャーショックを受けたという人もおりました。そういう声があったので、28年に一般質問で取り上げさせていただいたんですけれども、学校のトイレ研究会というのがありまして、公立中学校の校長先生に対して調査を行っていて、その中に「学校で生徒のために改善が必要な場所はどこですか」との設問に対して回答の第1はトイレというのが返ってきたそうでございます。洋式になれていると和式はなじめないのかなというのが容易に想像がつかます。

そして、平成28年に文科省のトイレの状況調査というのが発表されていまして、この中に大郷町もあるんですね。全体では43.3%で、和式便所が56.7%、これが全国平均で、大郷町の小・中学校の洋式化率が79.2%えらい高いんですね。これね。これは小学校が多分100%になっているからじゃないかなと思うんですけれども、これは多分町の教育委員会が出した答えじゃないかなと思うんですけれどもね。そして中学校がまだあまり進んでいないよということで、そしてその中にトイレ整備に対する教育委員会の方針というのがあって、①が洋式化率90%以上を目指すよというのが①で、そして各階に1個程度設置して、和式をですね、1個設置してあとは洋式にするという洋式化率80%以上、3番目に洋式化率60%以上、あとは50%、④、⑤、その他、これは明確な方針がないというね。こういう調査があって、そして、大郷町はこのトイレに対する方針は①になっているんですね。①ね、要するに洋式化率90%位以上を目指すよと、これが正式に文科省のトイレの状況調査の中に載ってございました。そしてきょうの答弁でもやるよということでございますが、このいつごろまでにやろうとしていらっしゃるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

トイレの整備につきましては、文科省の先ほど町長が答弁したとおり、学校施設の環境交付金等を活用した形で整備していくことになると思うんですが、最短でも今から計画を立てますと、準備等で32年ごろの最短で整備の部分になるのかな。今後財政とか、全体的な財政状況考慮して議員さん言ったとおり、トイレの洋式化率の向上を図っていかなければ



ならないので、そこら辺を踏まえながら今後進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩といたします。

午 後　　2 時 1 6 分　　休 憩

---

午 後　　2 時 2 6 分　　開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

和賀直義議員。

8 番（和賀直義君）　今、学校教育課長から32年度目標に100%やるよという、そういう答弁をいただきました。御期待しておりますので、よろしくどうぞお願いします。

次に、避難所の洋式化の件ですけれども、70%がなっているよという回答でございます。そして海洋センター、文化会館、総合運動場、そして町民体育館と既に完了しておりますということで、この大郷町の避難場所というのが防災計画を見ると、いっぱい36カ所ぐらい拾うとあるんですね。この中で大きいところで保健福祉センターとか、あとふれあいセンター21とか、この大きいところの洋式化というのはどうなっているんですか。

議長（石川良彦君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君）　お答えいたします。

保健センターにつきましては、和式トイレが5つ、5ですね。洋式トイレが3、合計8となっております。ふれあいセンター21につきましては、和式トイレが6、洋式トイレが2、合計8となっております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　和賀直義議員。

8 番（和賀直義君）　残り30%という割には結構多いかなと思ったんですけれども、この学校の場合は学校施設環境改善交付金、これを申請しながら進めるよということなんですが、避難所になっているところに関して、一般質問でも出しているんですけれども、緊急防災減災事業債というのがあってですね、これが平成32年度まで使えますよということで5,000億円、国としては計上していると、そしてこれは避難場所の指定があって、そしてなおかつ長期にわたって避難者がそこで生活するというような、そういう内容になっていけばこの緊急防災減災事業債が使えるというふうに私理解しているんです。これが合っているのかどうかですね、これは県の市町村課に聞くとわかると思うんですけれども、それを聞いて実際に使っている自治体が柴田町なんかでもう来年の予算の中に盛り

込んで何か公民館とか、何か所かやるよというふうになっているようでございます。この緊急防災事業債を使えるかどうかですね。これは県のほうに問い合わせをしたのかどうかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

宮城県の市町村課のほうにこの緊急防災事業債については照会をしてございます。ただし、トイレの洋式化単体のみの申請ではなくて、やはり議員御指摘のとおり、全体のバリアフリー化とか、総合的な整備事業であれば採択の可能性もあるということは承知しております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今回聞いたかどうかはちょっとわからないんですけども、そのバリアフリーまで含めてやはりその事業を利用してぜひやるべきじゃないかなと、このように思います。避難所はとにかく足腰の弱い高齢者や車椅子使用の人のトイレの使用が和式だと極度に困難になります。あとトイレの設置場所が悪い、あとそれから段差がある、要するにバリアフリーですね。それにしないとだめだとかね。避難所のトイレの確保、管理は極めて重要な課題であり、水、食料等の支援とともにライフラインと同様に被災者の命を支える社会基盤サービスの一つと認識し、適切な対応がなされなければならないという、これがトイレの確保に関するガイドラインね、確保管理のガイドラインとって内閣府の防災担当がつくった資料があるんですけども、それでもって各県に通達を出しているはずなんです。もう1点、近くの自治体では柴田町でやるよというのが検討聞いてオーケーということになっているみたいなんです。だからバリアフリーもやらなければならないのであればバリアフリーと一緒にそういう計画を出して、避難所施設のトイレの洋式化も推進すべきだと思いますが、この件に関して最後答弁をいただいて一般質問を終わりたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

東日本大震災を教訓にして県内の自治体ではあえて避難所施設の中に一部和式トイレを設置しているという事例もあることがあります。いずれにいたしましても、まだ洋式化率の進んでいない施設も若干あることから、これらの洋式化率につきましては、各施設の個別整備計画の中で検討していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8 番（和賀直義君） ぜひ直近にもう一回県の市町村課に確認していただいて、ぜひ避難所の洋式化の推進もぜひやってほしいと思うんです。ですから、今の答えは多分緊急防災減災が出たときの考え方じゃないかなと思うんですけれども、もう変わっているんじゃないかなと私は思うのでね。直近でぜひ確認していただけますか。その答えだけちょっといただけますか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 先ほどの答弁も直近で宮城県の市町村課のほうに照会した件に基づいて回答申し上げたものでありますが、繰り返しになりますが、避難所施設の洋式化につきましては、個別の整備計画の中で今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 終わりですか。

8 番（和賀直義君） 納得しないけれども終わります。

議長（石川良彦君） これで和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱1、大郷町都市計画マスタープランの今後の展開についてお聞きしたいと思います。

今から10年前の田中町政時代に、2008年の、平成20年ですが、この10月に大郷町都市計画審議会に対して都市計画マスタープランの概要説明が行われまして、翌年の2009年、平成21年の6月にはたしか小学校学区単位だったと思いますが、地区懇談会を開催し、当時の田中町長はまちづくりについて熱っぽく住民意見を聞くような、語りながら、その成果に基づき7月15日には大郷町政策審議会で地区別の意見がまとめられ、素案が固められました。私とても、座談会に私も出席したんですが、内容的に最終的にいいものに固まったなということで評価していたわけですが、その後引き継いだ赤間町政が2009年の、平成21年9月から前者の練り上げた、いわゆる前田中町長の練り上げた計画をほとんどそっくりまとめて翌年の2010年の、平成22年3月にこのような基準年次を2010年として10年後の再来年の2020年を目標年次に定めて現在に至っているわけですが。そこで次の件について4点についてお伺いしたいと思います。

1点は、大郷町都市計画マスタープランについて、再びそのかじを取る立場になった田中町政は、今後この計画を、残された期間2年でございしますが、この間にどのように進めていく考えなのか、改めてお聞きし

たいと思います。

2番目、乱開発を防止するため、都市計画法の制定を求める声が先日の議会報告会でも出されておりますが、執行部の今後の考え方について確認しておきたいと思います。

3番目、前町政赤間町政ですが、長崎地区と中村地区にまたぐ地域を埋め立てて新たなまちづくり構想を検討された経過があります。このことに対する田中町政の考え方についてお伺いするものであります。

4番目、既にその前段とも思えるような、私の勝手でございますが、農地の客土が進められている箇所が県道大和・松島線の、いわゆる中村でございますが、沿道にあるようですが、工事計画の概要についてお伺いしたいと思います。

大綱2番目、「町民第一主義」、これをスローガンのまちづくりについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

新年度、30年度に入りまして、「町民第一主義」のスローガンが庁舎内の至るところに張り出されておりました、町長の公約実現の意気込みがひしひしと私は感じております。しかし、私はじめ、多くの戦後生まれの我々世代からすれば民主主義というのは、いわゆる住民、町民第一主義、これが憲政を敷かれておりました、当然のことと感じます。それはあまりにも強調することにより、これまでの町政が町民第一主義、その前の田中町政も含めてですが、町民第一主義から大きく逸脱していた町だという暗い印象を本町の内外に示すことになるのではと考えます。特に本町に来庁された方が「なんだろう、このスローガンは」という思いもあるいは抱くかもしれません。

そこで次の2点についてお聞きしたいと思います。

1点目、これまでの8年間の前赤間町政で、いわゆる町民第一主義から逸脱していたと田中町政が捉えている、その主なものは何かをまず伺いたいと思います。

2番目に現田中町政の任期中にその問題について、どのように改善、改革していく考えなのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの大郷町都市計画マスタープラン、今後の展開についてということで4項目いただきました。

まず1つ目でございますけれども、大郷町都市計画マスタープランは、全体構想と大谷東部地区、大谷西部地区、粕川、大松沢地区の地区別構

想で構成し、地区懇談会や住民意向調査等で町民の意向を聞きながら目指す都市像、土地利用及び都市施設整備の方針をまとめたものでございます。

現在のマスタープランは、平成10年を基準年次（「2010年です」の声あり）2010年、ごめんなさい。プランは2010年を基準年次、2020年次を目標年次としております。この間、社会情勢の変化や急速に進む少子高齢化、東日本大震災の復興事業により土砂採取場、小・大規模の太陽光発電施設の増加など、本町を取り巻く環境が変化をしている部分もございますので、この状況を踏まえつつ目標年次まで現マスタープランに基づきまちづくりを進めていきたいと考えてございます。

なお、目標年次である2020年までには現マスタープランを検証し、まちづくりの現状と課題を踏まえ、新たなマスタープランを策定したいと考えております。

（2）については、土地利用コントロールの手法として都市計画法に基づく地域区分用途指定後の指定は大郷都市計画マスタープランの中でも中長期の課題としてしているところでございます。人口集積や都市化の見込みがない状況の中で、乱開発を防止する目的だけでの指定は難しい状況でございます。用途指定等を進めるためには、まず都市計画区域に区域区分として都市計画区域を指定する必要がありますが、既に都市化を形成している区域、またはおおむね10年以内に優先、かつ計画的に都市化を図る区域でなければ指定が困難な状況でございます。近隣市町村が宮城県都市計画の中で仙塩広域都市計画区域として指定されておりますが、本町は大郷町都市計画区域として別計画となっているのが現状でございます。ある程度の大きな開発計画などを契機に本町の現状と将来像をしっかりと見定め、許可権者である宮城県とも十分協議しながら進めていく必要がございます。今後このような考えに立ってございますので、今ここで指定できるというものではございません。

（3）につきましては、町道山中・希望の丘線沿線の市街地形成についての御質問だと思われませんが、本線につきましては、事業を凍結したところでございます。市街地形成については、今後民間活力等に新たな発想で慎重に対応してまいりたい、政策の効果が明確に定義されることが求められるものと考えてございますので、今の段階ではその考えはないということであります。

（4）の工事計画の概要についてお答えします。当該農地については、現在変更届出書及び一時転用申請書の提出がなされ、平成29年12月農業

委員会総会で承認されているものでございます。現在変更届出の理由は、土盛りをし農作業の効率化を図り、農作物育成を促進することが目的ということでございますので、工事概要は、地目は田んぼ、面積は1万2,689平方メートル、盛り土の高さは5メートル、土量6万立方メートルであると工事完了後は水稲作付する計画であるということでございます。

次に、一時転用申請の理由は先ほど説明いたしました盛り土するための土地の搬入路を確保することが目的になります。工事の概要は、地目は田んぼであります。面積は4,754平方メートル、工事完了後は農地に復元する計画であるという申請であります。

次に、「町民第一主義」のスローガンについてでございますが、「町民第一主義」のスローガンのまちづくりについての質問にお答えしたいと思います。

まず、この「町民第一主義」という私のスローガンは、私の政治信条であります。「町民第一」というスローガンを役場庁舎内に張り出したものは、まさに町職員とともに町民が寄り添い、一丸となって町民の幸せを実現するための一つの目標を定めたものでございまして、我々今役場では町民と一緒にまちづくりを進めていこうという意思表示でございます。前町長の主義は私はわかりませんので、私のこのスローガンと比較することは私は難しいものだなとそんな感じをして議員の質問を伺っております。

次に、平成30年度の施政方針では、「町民第一主義」のもと、「少年には夢を、青年には希望を、壮年には活力を、老年には生きがいを抱ける町の創造」実践に取り組むため、5つの重点施策を掲げてございます。その中で前赤間町長のもとで進められていた多額の事業費を伴う計画の再検証を行い、町道山中・希望の丘線及び新川内工業団地造成などの事業凍結を決断したところでございます。

その決断した事業費などの財源も多少活用しながら、役場の見える化を推進する施策や大郷町の魅力ある全国に発信する施策や子育て支援を充実させる施策や若い世代の定住化を図る施策などとして発展的な高齢者対策など各種事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、千葉議員の御質問に対し雑駁でございますが、答弁とさせていただきます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、再質問させていただきます。

まず、この大綱1番目の1につきまして、町長は残された期間、この現マスタープランを継承し、これに基づきまちづくりを進めていくということですが、確かにその1年後ですか、2011年に住民に具体的に出されまして、その次の年に東日本大震災がありまして、大変な状況が生じた中でマスタープランそのものの実践についてもなかなか進みにくい環境もあったと思うんですが、ただその中であって、残された2年の中でこれぐらいのすばらしい内容のものについて、町長が、田中町政がかじを取るようになった段階で、優先的にこれだけは2年間でやっていくんだよというのをぜひ出してもらいたいと思うんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） この大きな枠組みの中のただいま申し上げてきた中身についての作業は恐らく今の状況ではなかなかいかないであろうと、進められないだろうというふうに思います。その中であつても特に中心市街地形成を、あの道の駅を確認して、あの周辺、道の駅との整合性を図るぐらいの仕事しか私はできないのではないかというふうに思います。そういう中であつても本町がこれから新たな民間の活力を導入する機会が出てまいりましたら、大きくかじを取らなければならないこともあろうかと思えますけれども、今の段階ではこのような都市計画に基づくような大きな考え方の状況はないというふうに思われますので、まず何よりも今計画しているあの道の駅がことしの10月にリニューアルオープンして、その結果を出さなければなりません。そのための民間の力をかりる内容に、よそに発信をしていかなければというふうに思います。このような大きな計画に手をつけるようなことは多分この2年間でないというふうに思われますので、その後のまちづくりにつながるような準備はこれの中でもやらなければなりませんので、方向を見定めて、方向音痴にならないようにしっかり計画を立案させていかなければならないというふうに思いますので、くどいようですが、今の段階ではこのような事業には多分手をつけるということは無理だというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） カムバックして半年を過ぎたわけですが、残された3年半の中でこれを詰めていく、ましてや3年半ではなく2020年が目標年次ということで厳しいものがあると思いますが、この中でも特に私町民が安全に暮らせるための防災対策、この辺についてはわずか2年間の間にも優先的に取り組む必要があるのではないかと思うんですが、その辺

などについてはぜひ検討を深められて対応をお願いしたいと思うんですが、所見をお伺いしたいと思います。

あわせて前町長が放射光施設の誘致ということで、かなりの面積を確保している状況があるわけですが、当時の町長の答弁を聞きますと、今後の活用について議会側に「県との協議の中で県の企業誘致に活用する」ということも話しておりますが、あの施設についての活用も含めてどのように考えておられますか。2点についてまず。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私も全くその事業の本質的なものも理解しておりませんし、今後どのような活用が適地適業種おありなのかもこれからの私の努力もさることながら本町にそのような話がこれから来るか来ないかもわかりませんが、まずあの一帯、縁を含めてまさに本町の都市と農村の共生できるまちづくりの癒しの里と申し上げても過言ではない、そういうロケーションにございます。そういうことからしますと、今後どういう事業があの地域に理想としてあるのかを今後調査したり、広く皆さんの意見を聞いてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） いいの、今の答えで。（「次に聞くから」の声あり）

町長、要するに町民安心して暮らせるまちづくりの事業にかかわること。

町長（田中 学君） 防災計画につきましては、ただいま大分本町の特に東成田、川内地区では震災後かなり急ピッチで山砂採取の現場がございます。完成して既に完成検査を受けているもの、二、三あるようではありますが、あとは今の段階では工事途中で停止している現場が大分見受けられます。このままではちょっと問題があるのではないかというふうに思うので、もう一遍許可の年度などもチェックして、おくらしている事業については今後どう進めていくのかなども検討しながら住民の防災に対する意識を高めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このマスタープランについて、特に私も魅力だと評価しているのは、9ページに「豊かな自然の保全と活用」ということで、これは今回いわゆる道の駅の改修、リニューアルで人を寄せるということの中で、この豊かな自然の保全活用、これもすごくマッチするような流れになるのかなと思うんですが、必ずしもこれ残った分2年後ですね、全て一気にやれというのではなく、そういうのも現に大郷が持っているすばらしさについてはこのマスタープランの計画実践の一環として私は



対応できるのではないかと思うんです。そういう点でやれるもの、あるいは現に4年間でまだ改選するわけで、いつどうなるかわからないので、そういう点では田中町政としてやれるものからマスタープランに合わせてぜひ実践を期待したいと、これ、計画つくってまた変わっていくようなことがあったのでは困りますし、そういう点で責任ある仕事をこの2年間に残されたものについてもやれるものから手をつけてほしいというのが町民の声ではないかと思うんですが、もう一度このことについて答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 相手があるわけでごさいますて、こっちのペースだけではなかなか進められないということになろうかと思えます。その辺なども考慮した形で相手方にも本町の考えを理解できるような説明を申し上げながら進める以外ないというふうに思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 相手ということはお茶屋さんのことですね。（「お茶屋ばかりでなく」の声あり）全体のですか。はいわかりました。わかったというか、まずそういうことも頭に入れて進めてほしいと思えます。

次に、乱開発を防止するための都市計画法について今答弁あったものですが、このことについて28年の6月議会で佐藤議員の質問に対して赤間前町長は「土取り場土地は県が企業用地として確保している」という答弁しているんですよ。ですから、その辺については世代がかわっても、世間が変わってもこういうものは引き継いで、検討もこの辺の答弁に対する裏づけなどもとりながら、企業誘致がいいかどうかは別にしてもとにかく今乱開発されたままの状態です。いずれそれを自然に返して戻すというようなことでありますが、事業が完了したという報告がなされない限りずるずるずるずるとあのままで放置されるおそれもあるわけです。そういう点では最終的に開発許可を許した県のほうに今後の使い方について詰める作業があると思うんですが、その辺についてぜひお願いしたいんですが答弁もらいます。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 全く議員のおっしゃるとおりであって、私ども最終的には県の許認可でございますので、県のほうにその用途についてももう一遍確認することが必要だと思いますので、あとは事業の進捗状況も把握しなければならないなというふうに思えますので、途中で投げられて誰

の責任かわからないような状況になっては困るということも県のほうに申し上げてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 特に東成田とか、川内の土取り場跡地、やっぱり小まめに改めて調査していただきまして、ぜひあのままで終わることのないように今答弁いただきましたが、その辺の密な対応をこの任期中に方向づけを示していただきたいと思います。もう一度このことについて。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そのように行政としても襟を正してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） あす高橋議員もこの乱開発防止するための質問するようですが、私は町独自に何らかの形で条例等を定めて対応する時期に来ていると、これまで検討するという約束多かったです、検討する時期からそろそろ決断して、それを実施させるような町の姿勢が求められる、そういう段階に入っているのではないかと思うんですが、町長としてあのような開発の状況、どのように認識されておりますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今の段階ではあれを差しとめるという我々には何ら持っているものはないということで、大変ジレンマを感じているところではありますが、いずれにしてもあまりにもひどい現場においては、指導なり、それなりの権限で物を申し上げるという努力はしていかなければならないというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 次に、前町政が長崎地区と中村地区にまたぐ地域を埋め立て新たなまちづくりの構想を検討するというので、かなりの区画組合つくる、区画整理組合ですか、そういうものなり答弁されまして、かなりの構想がありました、ただ前段として確かに答弁にあったとおり、希望の丘と山中団地にある山中・希望の丘線ですか、これの構想後に道路をつくった後につくるという話でしたが、今回答弁ではもうそれは凍結したからということで、考えないというよりも若干気持ちがまだ残っているような答弁なるんですが、「町道山中・希望の丘線は事業凍結とした。市街地形成等については、今後も民間活力等により新たな発想で慎重に対応していきたい」ということは、今後民間活力等による発想で慎重に対応した結果、それがまたあり得るということにも理解していい

んですか。これは田中町政の段階ではその凍結を解かないということで約束してもらっていいんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 町道山中・希望の丘沿線、あそこに道路をつくるという、その考え方については、全く私の政治手法と違っておられますので、町で道路をつくるという考えはないと、ただ、あの区域、市街化地域に今後指定を受けて土地区画整理組合でも地権者の皆さんが立ち上げて住宅開発などを進めるということであれば町も全面的に支援をしてまいりたいと、こういう考えであります。そういう事業の中に道路も必要になってくるし、いろんな計画が求められる内容になってくるということでもありますので、今あの地域には我々行政としての手をつけるという考えは持っていないと、こういうことでもあります。民間でやるということであればそれを支援はしてまいりたいと、こういうことでもあります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 若干確認したいんですが、町では、行政としては道路をつくることも、あるいは土盛りをして工場を誘致する考えもないが、ただ、区画整理組合などが立ち上がりまして、その方々の要請の中で市街化地域に指定されて、みずからやるということになれば、それは応援すると、応援するし、また当然その必要に応じた道路も、凍結というところあれなんですが、そういう必要な道路もそれは民間でやるならば協力するということに理解していいんですか。町はもう民間任せだということに理解していいんですか。（「そういうことでなくて、行政は行政の」の声あり）

議長（石川良彦君） ちょっと、一問一答ですから1つずつ確認してください。町長。

町長（田中 学君） 民間任せということになくて、行政は行政の立場でその問題に対する助言も必要だと、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そういう今の答弁をお聞きした限りでは、あの地域はいわゆる状況によっては市街化地域にもなる可能性は十分にあるという、秘めている場所だということに理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 以前、鈴木町長時代の話をしてしますと笑い話になってしまうんですが、当時鈴木町長は、相当あの区域、約30ヘクタール市街化区域を形成して土地区画整理事業をやりたいということで議会にも提案さ

れ、我々もそれに賛同したと、賛成を私などは唱えた一人でございますけれども、こんな申し上げ方して大変恐縮であります、1人賛成が足りなくて、その事業が断念したと、こういうことの歴史的にあるわけで、そのときにあの辺に今埋め立て事業をやっている■■■■■などはあまり乗り気でなかったなど、そんな思いをしているわけではありますが、今■■■■■個人的にあそこ埋め立て工事をやっている以前にあのバイパスをまたいで南側のほう、自分の自宅のほうも土盛り工事をやった、そういう過去にございまして、今回もそのような手法で土盛り工事をやっているようではありますが、申請の内容からすれば農地を復元するんだということでもありますから農地にするんでしょう。あそこが土盛り工事が終わればある意味では多目的な土地利用ができる大変優良な場所であるということから、もしかしたら将来の事業計画でも持っているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょう。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今のもしかしたらの答弁はね、あまりそれはうまくないですね。町長として、だろーで答弁ではやっぱりちょっとそれは慎重に対応してもらい、私質問しますから、それに対して答えてください。

そういうことで、あの長崎・中村地区にまたぐ地域を埋めるということの構想については、そうすると民間が利益追求、民間でございしますが、そういう方々が加入すれば、力を入れれば町でも何らかの間接的な支援も考えていくということでも理解をしながら次に進みたいと思います。

今、町長からも話ありましたが、4番目にその前段とも思えるような農地の客土がなされております。この中で、私ちょっと疑問だと思ったのは、農地の現状変更届出済標ということで、小さいんですね、張られているわけですが、このことについてちょっと確認したいんですが、これは公的機関が30年の2月1日から31年の1月31日ということで、1年間にわたった工期になっているわけですが、普通この町の共通基準においても6カ月間以内に工事が完了することということになっているんですが、この辺について何か、当初から1年としていると、途中で変更するのではなく当初から1年という期間を設けているわけですが、どういう理由だったんですか。これは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤長治君） お答えします。

受け付けの段階で土量とかの関係もありまして、期間については中途に終わらせることなく1年ぐらいが必要であろうということの申請があ

りまして、それを受領しまして承認をしたところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、ここではあくまで共通の基準であって、個別基準ですか、であって、状況によっては1年あるいは2年も、そういう期間については特別おおむね6カ月以内となっておるが、状況によっては期間についての定めがないに等しいのではないかと思うんですが、そう理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤長治君） お答えします。

状況状況によって個別に判断はしておりますけれども、今議員のほうで御質問いただいたとおり、基本的には6カ月、それを超える場合には再度延長をかけているという状況でございます。それは工期が6カ月以内に終わるといったことを前提にしての話でございます。今回につきましては、土量等、あるいは土の確保も含めて1年ぐらいということの申請があったものですから、それを受領しまして承認したといった経緯でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そういうことを聞いているんでないんです。

いわゆるそういう状況があって、1年が1年半ぐらいかかるということが出た場合には、それに対応するということで理解していいんですねということ。

議長（石川良彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤長治君） お答えします。

個別に判断をさせていただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 個別の判断ということは可能性もあると理解しました。ないという否定はしていないわけですね。わかりました。

それから、工事やっている場合に苦情が来ています。いわゆる車の出入り、普通こんな小さな、言われて入ってみてわかるようなものではなく、普通あれぐらいのダンプが1日に何十台も出入りする場合にせめて今どういう農地の現状変更届であろうともですよ。工事中というところが大きな看板を、そういう表示するべきではないかと私思うんですが、これはたしか指導しなくてもいいからこうしているんでしょうが、しかし、この共通基準の中では保安距離ということ、あるいは雨水対策防災対策云々ということで、車両などについてのいろんな基準も定めている

わけですが、あれで私かなり問題あると思うんですが、何か町としてどういう指導したんですか。指導すべきだと思うんですが、問題ないんですか。

議長（石川良彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤長治君） お答えします。

今、議員のほうから御指摘があったとおり、防災上の観点、あと道路の往来、道路の汚れ等の関係がありまして、農業委員のほうで9名参りまして、現場での指導とかを実施してございます。あわせまして県道に附帯するものですから県からの指導もあったように伺ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 表示についてあのままでいいのかと聞いているんです。

議長（石川良彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤長治君） お答えします。

特段、表示までは定めておりませんが、必要な指導については先ほど申し上げたとおり、県の土木のほうから指導を受けたといった認識でございます。

議長（石川良彦君） 表示はしなくたっていいってこと。してもしなくても問題ないということ。（「問題ないからしないんだべ」の声あり）そこ聞いているんだよ。

農業委員会事務局長（伊藤長治君） お答えします。

特段の定めは設けてございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ただ県のほうから指導を受けたというのは道路汚したことに対する指導だけできれいにしろという、それだけで車の出入り、あるいは県道として交通障害を起こすようなことに対する指導などはなかったんですか。私、それも大事な農業委員会として気づいて指導しなくてはならない大きな役割だと思うんですね。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

県のほうに対しては、地域整備課のほうからこういった案件がございまして、乗り入れの関係は県のほうで許可していますので、今現状がこういうのだというのをお話させていただきました。県のほうは業者のほうを呼びまして、まず当初は誘導員とかいなかったの、誘導員をつけてくださいと、県道での通行が滞留しないようにそのような対応をして

くださいというようなことで県のほうで指導をしております。また、歩道等につきましても鉄板を敷く等の県のほうで指導をしております、先ほど看板等については農業委員会の局長のほうから説明があったと思いますが、看板については、指導等は特になかったと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、農業委員会の許認可で粛々とこれやるのは個人のそういう認められている土地なのであえて何も申さないんですが、ただ、そこを通行する方への影響なり、あるいは災害等によって土砂が流れていった場合の対策とか、そういうものについてはやはり別の方々に影響するようなことはあってはならないので、それを私はあえて今回質問させてもらったんですがね。大雨の日にちょっとあそこ、までいに見たんですが、すごいんですよ。土の流れなり、水の流れ、何も対策されていないんですね。そういう状況の中でせめてあの朝に農業委員会か誰か事務局あたりか来ているのかなと思ってみたんですが、7時から8時ごろでしたか、誰も来ないし、もちろんそういう気持ちなかったのか、やはり施工基準に定めているような対策はちゃんと守ってもらって今後二度と、二度というか、こういう繰り返しの起こらないような対策を強く要求したいんですが、一つ町長の責任の中で指導を深めてほしいんですがどうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 役場内でももう少しこの件については私もある意味では知っておかなければならない部分があるようですから、農業委員会に問題提起をしたいと思えます。一般の皆さんに御迷惑をかけないような内容になるように指導してまいりたいと思えます。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 後 3 時 2 4 分 休 憩

午 後 3 時 3 4 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 残された時間で町民第一ですね。このすばらしい決意を含めた中での若干疑問を確認していきたいと思えます。

私は、議会制民主主義というのを改めて恥ずかしいんですが調べてみました。これは主権を持った国民から選ばれた代表者から構成される議会を中心に行われる民主政治であって、一方、対立というか、それに関して間接民主主義というのが、これはいわゆる有権者全員参加の直接民

主主義ということがあるわけですが、そういう中で今回町長は町民第一主義ということで全てにおいて今訴えられております。特に公約の実現だということで、確かに公約の内容を熟慮してみるとそういうところに行き当たるのかなと思うんですが、ただ、例えば今回、きょうの新聞に載っているということですが、私インターネットで調べました。5月21日の第1回町民会議、あれに5人ということだったんですが、新聞記者も含めて5人で多分4人ではないかというのが多くの意見でございましたが、町長はいわゆる直接民主主義という形での町民会議、このことについてどのように議会側とのすり合わせの中で考えていくのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 町民会議の相手は町民です。皆さんは議員として議決権と監視権、大変強いものがございます。我々ございませんから、そういうことからすれば町民が好む物、好まない物、町民が欲しい物、欲しくない物、町民と一緒に我々はこの町の未来に何をしなければならぬのかということをお話することは何ら拒むものはないのではないかというふうに思います。議員の皆さんは、議決権、提案されたものを決めるという、その大きな役割を持っています。その決めるときに町民に対して、町に対して本当にふさわしいのか、それをチェックする、その会議場が議会だというふうに私は理解をしているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 議決権だけが果たして議員なのかと、議員に与えられた権限、改めて27年の8月30日に執行されましたこの町議会議員選挙、7,153名の有権者がいます。この中で14名が当選されましたが、単純に見た場合には1人当たり510名の声を代弁している立場になります。一方、投票率の76.76%掛けますと5,491名で投票に参加された方々を単純に14名の議員で割っても392名の代弁者になります。そういう点では今町長は、議決権は議会に与えられた権限だということで、それはもちろんありますが、そのためにも例えば過般行われました高崎団地の坪当たりの価格設定するにしてもかんかんがくがく、いろいろ議論したと、それは一議員というよりも一議員が510名なり、あるいは投票者の392名の代表としての声であって、その裏にはそれぐらいの数字を抱えていると、そういう認識の中で執行部も聞かなくてはならないのではないかと私は思うんですが、このことの私の今の発言について、どのように御理解されますか。



議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 提案するのは執行者です。私が提案する。提案されたものを皆さんがこのまちにとって、町民にとって、これは必要でないとか、このようにしたらどうだとか、そういう助言をしたり、最終的にこの提案されたものをやるかやらないかという決め方に皆さんの権限がここにございますと、ないところで私一人で提案してやりましたというわけにはいきません。これが議会制民主主義のルールであります。そのルールに沿って私はその提案するものをつくるために町民の声を聞く、これが私は開かれたまちづくりの手法であると、これが田中の政治手法なんです。信条なんです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それが町民第一主義という考えのものの一つの政策の実現ということで町民（「9番議員、私語は慎んでください」の声あり）町民と話をするという姿勢だと思うんですが、私思うのにはそれはそれでいいんです。広く意見を聞くと、広く意見を聞きながらも、最終的には議会がそれらの意見も含めて議会が決めていくんだと、そうした場合に町民会議で出た意見、今回インターネットでは具体的に例えば公共交通に関する年代別の実情や人数を把握すると、あるいは共助による乗り合いタクシーの検討を進めると、いろいろな意見が出ているわけですが、この意見についてどのように今後それを議会に提案して対応してみても、いわゆる一つの町民会議に出されました、それをどのように進めていくか、どのようにそれを議会側と今後進めていくのか、例えばですよ、その辺のいわゆる流れについて、考え方をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 議会に提案する場合、全員協議会に御相談申し上げる。それが普通の今までのやり方、それを変えようとは全然思っていない。町民の意見が本当に切なる思いを我々が受けて、それを政治に反映させなければならないということで議会に提案するわけですから、その場合にその段階で、全協でがんがんやればいいわけですよ。今回はまたそこまで出すまでの理解が得られないとか、ちょっとそれはこのほうがいいんじゃないのかとかいうことで、町民の意思が議会に理解されるように私は説明をしなければなりません。提案もそういうふうにならなければなりません。その中で今後町民の意見が必ずしも正しいということでもないかもしれません。よくその辺に出た、提案されたみんなの意見、そういうものを再検討しながら、またチェックしていかなければならないし、

また政策審議会もございます。もっと一段上げてそこでも議論していかなければならないような本町の大事な政策も出てくると思います。今後そういう形で議会と我々が、町民が対立するものも何でもございませぬ。町民が本当に日常の生活で感じているものを我々に伝えてもらって、それをまとめると、そして町政に出すと、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 残り少なくなったから。

要はね、町長。今回4人だと、参加者、4人もいいんです。すばらしい私4人の声が内容的にすばらしい内容出ているのは、これはいいんですが、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、1人の議員で500人の代弁者になったり、やっているわけ。そうすると、1人の議員が例えばここで町民会議の例を出せば1人で1件出したとしても何百人の声がそこには出ているよと、そういうことも考えながら議員の声も真摯に受けとめてほしいということ、今もそうですが、今後ともそのことについては強く要求したいところでございますが、町長お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 私は常に議会を尊重し、何だい。議会の皆さんと議論しながら進めていこうというスタイルですから、ただ黙っていて解決するということはない、問題は解決しなければなりません。解決するためには議論もしなければならぬ。だから私はやっているのであって、決して議会と対立するために、私を擁護するためにその町民会議を開いているわけでもございませぬ。全くそういうことは考えなくて私はよろしいのではないかと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回、私できょうは4人目の一般質問ですが、大分一般質問の中でも具体的な町に対する対策が出ました。これも裏を返せば何百人の代弁者の一人の声です。町民会議の意見も大事です。それもばんばん尊重しながら、一方で議会から出てくる声も十二分に生かしながら、その実現に向かってほしいと思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 全く私はそのとおりで進めてまいりたいと思います。

12番（千葉勇治君） では、その辺の約束を強く心にして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日予定された一般質問を終わります。

---

日程第7 陳情第6号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、陳情第6号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書を議題といたします。

ここで総務産業常任委員会に付託されました陳情第6号について、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長佐藤千加雄議員。

総務産業常任委員長（佐藤千加雄君） 報告いたします。

平成30年6月5日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

総務産業常任委員会

委員長 佐藤千加雄

陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項及び第88条の規定により報告します。

記

受理番号 陳情第6号

付託年月日 平成29年12月5日

件名 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書。

審査結果 採択すべきものと決定。

以上です。

議長（石川良彦君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、陳情第6号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり採択とすることに賛

成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

日程第8 委発第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

議長（石川良彦君） 日程第8、委発第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務産業常任委員長佐藤千加雄議員。

総務産業常任委員長（佐藤千加雄君） 説明いたします。

委発第2号。

平成30年6月5日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

総務産業常任委員会

委員長 佐藤千加雄

賛成者 同委員 赤間茂幸

同委員 大友三男

同委員 石川壽和

同委員 高橋重信

同委員 高橋壽一

同委員 石川秀雄

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連で7月7日、加盟国の3分の2（122カ国）の賛成で採択された。また、9月20日に国連本部で始まった核兵器禁止条約に署名した国は50カ国に達し、実現に向け大きく前進した。

核兵器禁止条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心に留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道もつくられている。2017年のノーベル平和賞は、「核兵器禁止条

約」の採択に貢献した国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)が受賞した。この受賞は、核保有国とその傘に入る国を動かす大きな原動力になる。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器使用を禁止する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、日本では宮城県村井知事を含む875市町村の首長が賛同し、署名している。また、世界の7,453都市が加盟する平和首長会議も核兵器禁止条約の締結を求め取り組みを進めている。安全保障上、核兵器が必要だと言い続ける限り、核の脅威はなくなる。

政府には、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると自ら明言したとおりの行動が求められる。

よって、国に以下の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

1、日本は唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。

地方自治体法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

#### 宮城県大郷町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣あて  
以上です。

議長(石川良彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 5 1 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員